

平成 2 9 年舟形町議会
第 2 回定例会会議録

舟形町議会

平成29年舟形町議会第2回定例会会議録

招集年月日 平成29年6月1日

招集の場所 舟形町議会議場

開 会 6月6日 午前10時

応招議員(10名)

1番 伊藤 欽一

6番 斎藤 好彦

2番 小国 浩文

7番 佐藤 広幸

3番 石山 和春

8番 加藤 憲彦

4番 佐藤 勇

9番 叶内 富夫

5番 奥山 謙三

10番 八 湊 太

不応招議員(なし)

平成 29 年 6 月 6 日（火曜日）

第 2 回舟形町議会定例会会議録

（第 1 日目）

平成29年舟形町議会第2回定例会第1日目

平成29年6月6日（火）

出席議員（10名）

1番 伊藤 欽一	6番 斎藤 好彦
2番 小国 浩文	7番 佐藤 広幸
3番 石山 和春	8番 加藤 憲彦
4番 佐藤 勇	9番 叶内 富夫
5番 奥山 謙三	10番 八 敏 太

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長 森 富 広	農 業 振 興 課 長 小 野 芳 喜
副 町 長 酒 井 雅 彦	総 務 課 課 長 補 佐 沼 澤 一 征
会 計 管 理 者 須 貝 孝 子	教 育 課 長 齊 藤 渉
総 務 課 長 中 山 進	教 育 課 長 八 敏 照 光
まちづくり課長 伊藤 幸一	農 業 委 員 会 会 長 加 藤 嘉 久
健 康 福 祉 課 長 叶 内 範 夫	農 業 委 員 会 事 務 局 長 小 野 芳 喜
住 民 税 務 課 長 伊 藤 誠 宏	代 表 監 査 委 員 渡 邊 敬 子
地 域 整 備 課 長 伊 藤 武 美	監 査 事 務 局 長 斉 藤 洋 一
	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 中 山 進

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 斉 藤 洋 一	係 長 石 川 忍
---------------------	-----------

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議員派遣の報告
- 日程第5 町長挨拶並びに行政報告
- 日程第6 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時02分 開会

議長 皆さん、おはようございます。

開議に先立ちまして、国旗、町旗に一礼をお願いしたいと思います。ご起立の上ご協力お願いいたします。国旗、町旗に礼。お直りください。ご着席ください。

ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。ただいまから平成29年第2回定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により議長が指名をします。3番石山和春君、7番佐藤広幸君の両名を指名します。

日程第2 会期の決定

議長 日程第2 会期の決定について議題といたします。

本定例会の会期については、議会運営委員会で協議されております。その結果を加藤議会運営委員長より報告をお願いします。

8番 平成29年5月30日開催の議会運営委員会において、6月定例会の会期について協議しましたので、その結果についてご報告いたします。平成29年6月定例会の会期は、本日6月6日から8日までの3日間にすることに決定いたしました、以上、ご報告します。

議長 お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいま加藤委員長報告のとおり、本日から8日までの3日間と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日から8日までの3日間とすることに決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

議長 日程第3 諸般の報告については議案書掲載のとおりです。朗読は省略いたします。

日程第4 議員派遣の報告

議長 日程第4 議員派遣の報告については議案書の掲載のとおりです。朗読は省略いたします。

日程第5 町長挨拶並びに行政報告

議長 日程第5 町長挨拶並びに行政報告を受けます。

町長 おはようございます。

本日は、平成29年第2回舟形町議会定例会を招集しましたところ、議員各位には時節柄何かとお忙しい中、ご出席賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、先月7日、22日と町民の方の遭難が相次ぎまして、懸命の捜索にもかかわらず、残念なことにお二人の方が亡くなりました。心からご冥福をお祈りいたします。

22日に戸沢村で遭難された方については、村役場から事前に捜索に係る費用負担があることを了解しての捜索であったそうですが、その費用は、2日間で約20万円ほどだったそうです。捜索に係る必要の大小は市町村によって異なるようですが、費用負担が大きくて捜索を依頼できないことのないように、費用負担のあり方について検討してまいりたいと考えております。

また、現在、舟形町では、他市町村の方が行方不明になった場合の費用負担は求めないことになっております。しかし、消防団の苦労及びさまざまな経費が実際にかかるようで、近隣市町村の状況を見ながら、費用請求についても検討してまいります。あわせて、消防団員に提供する炊き出し等の経費についても、各町内会負担となっておりますが、町内会の規模によっては負担が大きくなることもあり、一定の補助制度も検討する必要があると考えます。

また、先月27日、28日とリングローの碇社長以下、社員50名ほどが来町し、舟形町長沢で田植えを体験されました。私も長沢の方々と一緒に懇親会に参加してまいりました。なかには外国の方もおられて、秋に収穫に来るのが楽しみだとおっしゃられていました。ふるさと納税に逆風が吹き始めた今、このような交流を通じて舟形町のサポーターの裾野を広げていかなければならないと考えるところです。

ここで、定例会に提案しています案件に先立ちまして、3月定例町議会以降の主な事業と行事について行政報告を申し上げます。

(1) 看護師育成最上地域修学制度に係る協定締結式について。

3月22日水曜日、新庄最上8市町村と最上広域市町村圏事務組合の連携による看護師育成最上地域修学資金制度を平成29年度から開始するに当たり、制度実施に関する協定締結式を新庄最上8市町村長、山形県最上総合支庁長、最上広域市町村圏事務組合等、関係者20人出席のもと新庄市民プラザで行われました。この修学資金制度は、最上地域の医療を支える看護師等の育成と確保を目的として行われるものです。

(2) 集落支援員・地域おこし協力隊活動報告会について。

3月24日金曜日、中央公民館で4名の地域おこし協力隊と3名の集落支援員による活動報告会を開催しました。

地域おこし協力隊の隊員は、町の特産品を活用した加工品の販路拡大や舟形町での生活で感じたことなど1年間の活動について、それぞれ工夫を凝らして発表しました。このたび、2名の隊員は任期を終えましたが、2名とも舟形町に定住することとなります。協力隊での経験を生か

して今後も活躍してくれること期待します。

また、集落支援員の報告では、地域に活気を醸し出すために、お笑い歌謡ショー、かるた大会、料理講習会などを企画して地域の皆さんと一緒に楽しむ機会をつくり、地域内での親睦を図っているなどの報告がありました。地域の中でにぎわいを創出しながら地域活動のきっかけづくりをこれからも仕掛けていってもらいたいと考えております。

（３）舟形若あゆ温泉350万人達成について。

3月27日月曜日、舟形若あゆ温泉の入場者数が350万人を突破しました。近年、減少傾向にありますが、若あゆ温泉は、平成5年の開業以来、町内外の多くの皆様方から親しまれ、現在でも年間15万人程度の入客者があります。

この日、350万人目となった新庄市の高橋みや子さんには花束と記念品を贈呈させていただきました。高橋さんからは、「若あゆ温泉が好きで週5日は通っています。従業員がよい人ばかりで、この雰囲気特に大好きです」と、話してくれました。これからも、こうした若あゆ温泉を愛してくださるお客様が一人でもふえてくれるよう、舟形町振興公社とともに頑張っていきたいと思います。

（４）農業委員辞令交付について。

農業委員会等に関する法律が改正され、農業委員の選出が公選制から町長の選任制に移行されて最初の辞令交付式がとり行われました。

改正法のもと、委員構成は原則過半数を認定農業者とするほか、女性、青年、有識者と幅広く選任する必要があったところ、公募によって応募した10名、うち女性2名について、3月定例町議会において議会の同意を得、新委員には4月3日月曜日に辞令を交付しました。引き続き、第1回農業委員会が開催され、会長に加藤嘉久氏、職務代理に伊藤源士氏が選任されております。今後は、新設された農地利用最適化推進委員4名と連携を深め、担い手の農地の集積・集約化、遊休農地の解消・発生防止や農地転用などの許可など農地等の利用の最適化の推進がますます求められていきます。

（５）長沢集学校オープニングイベントについて。

4月15日土曜日、リングロー株式会社へ無償貸し付けした旧長沢小学校が長沢集学校として生まれ変わり、そのオープニングイベントが開催されました。民間での自由な発想での旧校舎の利用には、地域の方を受け入れるコミュニティーの場をイメージした建物に変わりました。

職員室はＩＴ相談・学習スペースになり、食堂は無料ドリンクバーでお茶などが楽しめるくつろぎのスペース「わカフェ」という交流スペースになっています。また、長沢小学校の歴史や思い出の品を展示した部屋もあり、地域の方たちの思いにも配慮した活用となっていました。

この日のイベントでは、ドローンの無料体験、カラオケ大会や昔懐かしい給食の提供などもあり、地域の方ばかりでなく、町外の方も含め80名ほどの方が訪れていました。

今後、リングロー株式会社では、職員の福利厚生としての利用や人材育成のための自然体験なども計画されており、舟形町とのかかわりがより深まるよう期待しているところです。

(6) 行方不明捜索について。

5月7日日曜日、洲崎町内の高齢の方が午前2時から行方不明となっているので、捜索してほしい旨の依頼がありました。午前中は加藤団長以下66名と最上広域消防南支署、警察が捜索を行い、午後からは消防団員118名、最上広域消防本部、南支署、さらには県警へりも出動して捜索した結果、同日午後2時17分に第6分団の団員が澤内川で発見いたしました。残念ながら遺体での発見となりましたが、親族からも捜索と早期発見に対してお礼がありました。

舟形町消防団をはじめ新庄警察署・最上広域消防本部、さらには炊き出しを提供していただいた洲崎自主防災会に深く感謝を申し上げる次第です。

また、5月22日月曜日にも、西堀町内の恒例の方が戸沢村角川に山菜とりに出かけ、行方不明となりました。同日午後7時30分に町に捜索依頼があり、消防団幹部会議を行い、翌日早朝からの捜索となりました。

23日火曜日は、舟形町消防団60名、戸沢村消防団35名、警察、広域消防及び消防防災へりで捜索をしました。24日水曜日も舟形町消防団64名、戸沢村消防団55名、警察、広域消防及び消防防災へりで捜索を行ったところ、午前7時40分ごろ、遺体で発見されました。親族からは捜索と早期発見に対してお礼がありました。

公私ともにご多忙の中、2日間にわたり舟形町、戸沢村消防団をはじめ、新庄警察署、最上広域消防、さらには炊き出しを提供していただいた西堀自主防災会に深く感謝を申し上げる次第です。

(7) 舟形町と羽陽学園短期大学との連携事業の協定締結について。

6月2日金曜日、町と羽陽学園短期大学（天童市にあります。渡邊洋一学長）は、ほほえみ保育園の保育事業の充実とすぐれた保育従事者の育成を目的に連携協定の調印式を役場庁舎で行いました。今後は、保育士の資質の向上や健全運営を図るため、同大学の協力を仰ぎ、保育指針の研修や短大での視察研修、学生の実習の受け入れなどを行っていく予定になっております。

以上、7件について行政報告申し上げます。

さて、本日、定例会に提案します案件は、平成28年度株式会社舟形町振興公社経営状況の報告が1件、一般会計補正予算、国民健康保険特別会計補正予算と予算の補正が2件、合計3件でございます。提出いたしました議案についてよろしくご審議の上、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

なお、3月定例町議会以降の主要行事につきましては、次に記載のとおりですので、説明は省略させていただき、挨拶並びに行政報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

日程第6 一般質問

議長 日程第6 一般質問をお受けします。順次発言を許可します。

2番 通告文に従いまして質問をさせていただきます。私の質問は、今回は2件であります。1つ目に、「ふるさと納税の返礼品を問う」、2番目に、「農業所得向上策を問う」と、2つでございます。

ふるさと納税の返礼品を問う。

2008年度の制度創設から9年がたち、今日、ふるさと納税に対し、自治体の返礼品の調達額が4割を超え、資産性の高いものが返礼品となってきています。そのため、総務省は、本来のふるさと納税制度の趣旨に基づく対応を徹底させるためとして、返礼品の調達額を3割以下にするよう4月に通達を出しました。

高市総務大臣は、過度な競争の改善につなげ、3割を妥当な水準とする趣旨ではなく、資産正の高い返礼品を返礼としている自治体に見直しを求めることを強調しました。

この総務省の通達に対し、県は各市町村の意向を尊重する考えを示し、吉村知事は、ふるさと納税による寄附金は、各自治体において一般財源化や県産品販路と交流人口拡大などふるさと納税制度は多面的な機能を持ち、地方創生につながると説明し、総務省の通達は一つの指針として各自治体がふるさと納税制度の趣旨を踏まえて対応し、各自治体の思いを尊重することが大切であるとの見解を示していますが、町としての考えを伺います。

次に、農業所得向上策を問う。

山形県では、新たに生産農業所得を1.3倍にする目標を提示しましたが、生産現場では従事者の高齢化や担い手不足に加え、2018年度産米からの生産調整廃止などの課題が農業所得の影響があるものと考えられます。このため、農業者の所得アップ対策が喫緊の課題であると考えられることから、なお一層の施策を加速していく必要があると考えます。

県の取り組みとしては、農業所得東北第1位の青森県を追い越し、他産業並みの所得を確保して、現在の農業所得1.3倍に向け、ビジネスプラン策定支援として年間所得400万円以上のトップランナーをふやし、さらには、800万円以上のスーパートップランナーの育成に向け、「やまがた農業経営塾」を県立農林大学校に開講して、オーダーメイド型の補助事業を充実させる計画となっております。また、トップランナーを対象とした補助に加え、本県中山間地などで農地の多面的機能の保持や地域農業を支え、小規模農家を支援していくこととしています。

農業所得アップに向けて、高収益性作物への転換などの対策について、町としての考えを伺います。以上です。

町長 それでは、2番小国浩文議員のふるさと納税の返礼品についての質問にお答えいたします。

ふるさと納税の返礼品については、ことし4月1日付で、「ふるさと納税に係る返礼品の送

付等について」という大臣通知が各都道府県知事宛てに通知されました。

趣旨は、返礼品については責任と良識ある対応を厳に徹底するようにとの内容で、地方自治法第245条の4で規定している国の技術的な助言として法的規制までの強制力のある通知ではないことを申し添えての通知となっています。

具体的な通知の内容は、商品券などのような金銭類似性の高いもの、家具や電子機器などの資産性の高いもの、そして、寄付額に対する返礼品の調達価格の割合の高いものということで、3割以下とするようにとの内容になっていますが、返礼品の返礼割合の妥当な水準を3割とする趣旨ではないと、総務省自治税務局市町村税課長が各都道府県総務部長宛てに留意事項として文書が来ております。

全国的に見て、平成29年度のふるさと納税関連の自治体の予算は執行されておりまして、年度途中でのこのたびの通知に戸惑いを隠せない状況にあるというのが現状であると思います。

町としましては、ふるさと納税の平成28年度の状況は、6億程度になっており、昨年度と比較して1億ほど差はありますが、これは平成27年度に翌年度の米の予約分も含めての決算でやったためで、その分を勘案すれば前年とほぼ同じ実績であると認識しております。こうした実績のもと、福祉、教育、農政などの町の施策財源に活用されています。今後も、そうした事業施策を講じていくために、町としてなくてはならない制度となっています。

これからも全国的な流れや県内の動向を見きわめながら対応していきたいと考えておりますが、今後、このことに関する情報を見落とさず、さまざまな想定を踏まえての対応について検討しておくことも大切でありますので、状況判断を怠らずに対応してまいりたいと考えております。

次に、「農業所得向上策を問う」についてのご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、農業をとりまく環境は、担い手の高齢化や後継者、生産者不足、さらには、平成30年に米の直接支払交付金10アール当たり7,500円が廃止され、農業所得の減少が見込まれるなどの課題があります。このような課題に対し、山形県では平成29年3月に、平成32年を目標年とした第3次農林水産業元気再生戦略を策定し、共通目標指標として、「農林水産業を起点とする産出額3,500億円」、「生産農業所得1.3倍、東北1位」を掲げております。この基本戦略では、経営者1人当たりの農業所得800万円以上の企業的経営を実践する農業法人を目指す取り組みに対する「スーパートップランナー育成支援」、経営者1人当たりの農業所得400万円以上を目指す取り組みに対する「トップランナー育成支援」、1ヘクタール未満の小面積でも所得を確保できる付加価値の高い農業への経営転換を目指す取り組みに対する「小規模稲作農家支援」などにおいて、所得1.3倍以上などの高い採択要件を設定して、経営体を育成するものとなっています。

舟形町では、水稻にかわる収益性の高い園芸作物と水稻の複合化による経営の転換を進めております。具体的には、ネギ、ニラ、アスパラガス、キュウリ、トルコキキョウ、ウレイ、タラ

ノメ、コゴミ、フキノトウ、トマト、ギョウジャニンニク等を重点振興作物に定め、経営の複合化による経営の転換を奨励しています。また、振興作物としてオカヒジキ、ラズベリー、コマツナなどの園芸作物の栽培を奨励し、農業者からも意欲的に応えていただいているところであります。

また、来年4月1日に新庄・最上管内3つのJAが合併を目指すことは皆さんもご承知のことと存じます。このことは、舟形町の農業にとって、最上町からアスパラガス栽培を学んだように、JAの合併を機に大蔵村からトマト栽培を学ぶことができれば、これまでのJAや市町村の垣根を越えて収益性の高い作物に取り組むことも可能となります。さらに、園芸作物栽培が拡大すれば栽培に関する指導者や労働力を確保する必要が生じてまいります。そのために、指導者を育成するマイスター制度や労働力確保のための人材バンク制度を検討してまいります。

しかしながら、さまざまな政策や多様な品目を奨励しておりますが、収益性の高い作物とは単純に販売高だけで判断できるものではないと考えられます。設備投資や労働時間などのコスト、品目の需要や市場動向による取引価格などさまざまな因果関係を有するものであります。また、農業者の労働力や圃場の条件など、個々の経営スタイルに合った品目を選択することも重要なポイントの1つであります。

これらを参考としながら、農業者の所得向上に向け、収益性がより高まる作物への転換を進めていきたいと考えております。舟形町の農業者の経営安定化、元気な農業の実現に向けて政策を進めてまいります。

2番 それでは、再質問をさせていただきます。

1番目に、舟形町の返礼品の調達価格の割合は幾らになっているのか。また、平均調達価格は何のくらいになっているのかをお聞きします。

町長 返礼割合については、5割程度というふうなことであります。

2番 返礼品の割合が5割程度ということ、総務省の通達の3割よりもなっているということは事実であります。総務省では返礼品の割合は3割とする趣旨ではないというふうに新聞報道等もありますけれども、町としては、この3割を受けて、何割が妥当な水準だとお考えなのか、お聞かせください。

町長 何割が妥当かどうかというのは、各市町村の私は判断でいいのかというふうに思っております。舟形町のふるさと納税に対する返礼品の多くはといいますか、ほとんどは舟形町産米のはえぬきでございます。舟形町産のはえぬきが売れること、それから6億近くの約3割が舟形町に一般財源というふうな形で戻ってまいります。税収が4億の市町村にとって、1億8,000万円ほどのふるさと納税に係るお金というものは重要な財源になっておりまして、先ほど申し上げましたとおり、いろいろな施策を行う上での原資となっております。こういう状況下の中で、国の一方的な3割というふうなものに対しては、今のところ、その意向を踏まえつつも、必ずしもそれ

に対応するというふうな考え方は持っておりません。

2番 今の割合が妥当、それで進んでいくという考えだと思いますが、きょうの新聞報道で、村山市で、はえぬき、同じように返礼品扱っていますけれども、それによると3割以下にこれから設定するような話が新聞等にありましたけれども、その辺も踏まえても、まだ、村山がそういうふうになっても舟形町は舟形町なんだよという考えでよろしいのでしょうか。

町長 小国議員の立ち位置がどちらなのかというのがわかりませんが、やはり、ふるさと納税の制度というものはしっかりと堅持していただいて、ふるさと納税を原資として舟形町がどういう施策をしているかというふうなことを理解していただかなければいけないのかなと。きょうの山形新聞にもありましたけれども、どうも、新聞報道等については、総務省で一部の過度な商品券とか電化製品、換金性のあるような、そういう自治体のことを取り上げて、何かふるさと納税制度の返戻金が多いというものについてはいかにもけしからんみたいな話がありますけれども、やはり、これから7月12日でしたか、そういった風潮を全国的に排除しようと、しっかりふるさと納税制度を堅持しようというふうな全国大会があります。県知事も入っておりますけれども、私もそこに参加して、やはり、一方的に国のほうから3割というようにことを押しつけられるのは……。各自治体によつての米の消費なり、それから町の財源にどういうふうに反映されているか、そういうところをしっかりと全国的にも主張していくべきだというふうに思っておりますので。ただ、周りの自治体が3割以下に抑えるというふうなことが大半になってくれば、舟形町だけというふうな形にはできないと思いますので、そこら辺は状況を見なければいけませんけれども。舟形町の消費が、まず、米の消費が拡大されること。それから、先ほど言ったとおり、その一部が財源として舟形町に来ていることを考えれば、このことをしっかりと理解していただいて、議員からもそういう風潮をたしなめるような、そういうことのほうが私はいいのではないかというふうに思っているところです。

2番 町長からも立ち位置がどっちだということだったんですけれども、立ち位置は間違いなく納税推進派ですよ。町にとってどれだけ財源が必要なのかということは私も認識しており、町民も認識していると思います。ただ、私が心配しているのは、先ほど最後に町長が言った、他の市町村の動き、これによってまた左右されることも出てくるのかなということを危惧して質問させていただいているだけで、決して、ふるさと納税がだめだとか、とんでもないそれは誤解です、その辺は勘違いをなさらないでいただきたいと思います。

また、町として、家具を舟形町の特産品から除外したということは、やっぱり資産性の高いものとみなして除外したのでしょうか。その辺をお伺いします。

町長 家具についても、全国的な家具というと、それこそ資産性の高い、例えば何代も使えるような家具というものもございます。舟形町の家具については、木工品でございまして、小さなテーブルと椅子というような程度のものでございまして、金額は10万ぐらいでしたかね、各種ある

ようですけれども、そんなに値の張るようなものではないんですが、一様に、国からの通達でいきますと家具というふうになってしまうものですから、それだと、やむを得ず、家具についてはというふうなことで、年間に何件かの申し込みがあるようですけれども、それについても余り数がないというふうなことも勘案しながら、ある程度は国に従うところを見せておかないと、総務省から直接電話が来ているような状況もあるようでございますので、ある程度、従うものは従うというふうなことで考えて、家具については9月いっぱい申し込みをやめるというような取り扱いにすることにいたしました。

2番 やはり舟形町にとっては、そんなに資産性の高い返礼品というのはなかなか見つけることも大変だし、これからそれをつくっていくというのも難しいと思いますので、その辺は心配はしておりません。

しかし、先ほど、町長挨拶の中でも、このふるさと納税について全国的な逆風が吹いているんだという挨拶がありました。私もそれに対しては同じ考えでいます。今まで、お米でさえこのような話になってきているわけですから、やはり既存のものだけで頑張っているのではなく、新たなものをやっぱりこれからつくっていくしないと、いろいろな意味でのふるさと納税のパッケージもつくっていかなければならない。前に私が質問した観光型、体験型、宿泊型のようなものをパッケージとしてつくったらどうですかと提案させていただいた経緯もあります。ここで、長沢に来てくれた業者さんも、ことしの冬、十四、五名でしたか、スノーモービル使って、東京のほうから、募集をかけたら集まって、そこでやってもらったという話も伺っております。やっぱり、既存のものじゃなく、新たなものも、これからも探してつくっていくないと、この逆風にはなかなか立ち向かうことが難しいのかなという思いがありますので、その辺も含めて新たなものをつくっていくお気持ちがあるのか、再度お伺いします。

町長 確かに、その新たなものというふうなことがあるかもしれません。ただ、今のところ、3割という国から出された指針の中で新たなものをつくろうとすれば、1万円で3,000円分の返礼に伴うようなサービス、3万円で9,000円です。そういったところで体験型というふうなことでいきますと、やはりかなり制限されるというふうに思います。そういった中で何ができるのかというふうなことを考えることも一つ大事だと思いますし、あとは、現在の今はえぬきを返礼品にしているんですが、それを返す量が少なくなったとしても、舟形の米がうまいと、はえぬきは違うよというような、そういったブランド化を図っていくことも一つ重要なのかなというふうに思っているところです。どこにでもあるようなはえぬきではなくて、舟形のはえぬきは違うんだというふうなことを言えるような、そういう返礼品にしていかなければいけないというふうに考えているところでございます。

2番 新たなものはなかなか難しいという答弁のようでしたけれども、しかし、手をこまねくのではなく、やっぱりいろいろ知恵を働かせて、民間企業も来ていただいているわけですので、そ

の辺を有効活用しながらもっともっと取り組んでいてもらいたいなど。やっぱり、町にとって本当に大切なふるさと納税という仕組みですので、この仕組みを有効的に活用していただきたいなという私の思いでこの質問をさせていただきました。

それでは、次に、「農業所得向上策を問う」の中で質問をさせていただきます。

トップランナーやスーパートップランナーの育成は県の取り組みであります、町としてはどのようにかわっていくのかをお聞かせいただきたいと思います。

町長 当然、県のほうの施策にも町として対応していかなければいけないというふうに思います。ただ、なかなかやっぱり県ですと守備範囲が広いといえますか、大きな編み目でくくるものですから、所得400万円以上のトップランナー、それから800万円以上のスーパートップランナー、しかも法人というような形の中で施策が行われていきます。そうした場合に、舟形町の中で該当できるものというふうなことでいくと、かなりその点については厳しいところがあるのかなというふうには思います。

また、小規模農家のための支援というものも大変いいなというふうに思ったところでございましたけれども、ただ、やはり県の基準が、今度は逆に低過ぎて該当する方がいないというふうなこともあります。そういった制度の矛盾についても、県のほうにこういうことのほうが舟形町としては取り扱いやすいんだというようなことを申し上げていきたいというふうに思いますし、それから、そういったことに合致する農家に対しては町としてもしっかりと支えていきたいというふうには思います。

そういった中で、県の中に、県の事業としてなかなかうまく合致しない農家の方が多くある舟形町では、舟形町独自の施策を、平成27年度からは認定農業者の経営転換支援事業、それから今年度からはスタートアップ支援事業というふうなことで、とにかく水稻一辺倒ではなくて、園芸作物等に転換できるようなそういった補助制度をつくってまいりました。

27年度の実績としましては、15人の方で大体2.65ヘクタールぐらい、経営が稲作から園芸作物に変わりました。28年度では19人の方で2.7ヘクタール、水田から畑地に変わっているというふうな現状がございます。こういったことを通して、収益性の高い園芸作物に変わるということのをこれからも続けていきたいと。これについては、認定農業者という限定でございましたので、認定農業者にならない、これからなろうとする人等についてもしっかりとやっぱり補助をしなければいけないのではないかなというふうなことで、今年度からスタートアップ支援事業というふうなことで、認定農家を目指しながら、そういった園芸作物とかに取り組もうとする人たち、もしくは会社員をやめて、退職してという方についても農業を始めてみたいというふうな人たちには、そういったスタートアップ支援事業というふうなことをつくっておりますので、そういった形で農業所得を上げていくというふうなことが重要かというふうに思います。

そういった取り組みを、町としても今後進めていきたいというふうに思いますし、先ほどの

答弁でも申し上げましたが、園芸作物であれば必ず必要になってくる指導者の問題、それから人材不足、必ずこれが出てきます。そういったところを人材バンク等の制度をしっかりとつくっていきながら、園芸作物が広げられるように、町としても協力して頑張っていきたいというふうに思っているところです。

2番 園芸作物に町長みずから力を入れていただいていることには感謝しますが、やはり、農業従事者も含め、人口、これだけ減少しているわけですので、それに従事する人間も当然減ってきているわけです。新たにやろうと、ただ個人的にやろうと一人の人間がやる農作業というのは限られているわけです。やはり規模、トップランナー、スーパートップランナーというものを目指すのであれば、当然、収益性の高い農作物をまず選定しなければならないわけですが、その中でも、規模拡大、収益性を上げるとなると、作業効率というものを考えたときに、やはりその品目、品目で皆違うと思うんです。ネギとか、アスパラとか、ニラとかいっぱいあるわけですが、その作業、品目ごとに、水稻の場合はある程度、トラクター、コンバイン等、苗は、今は大変その補助も厳しくなっているという話も伺っていますが、新たにこれから園芸作物にかかわる効率化を図るに当たっては、やっぱりそういう農業機械を導入しないことには規模拡大、生産性の向上にはつながってこないというふうに私は思っておりますので、その辺の農業資材、機械導入に対しての国・県、町もありますけれども、何とかそういうものに手助けしていただけるような施策ができないものか、お伺いします。

町長 先ほど議員さんがおっしゃられたトップランナー、スーパートップランナーの方々に対しての補助制度は県のほうでもございますので、そこに町でかさ上げするというふうなことでありますので、そういう方々に対しては十分な制度があるというふうに思っております。

先ほど申し上げたのは、そこに引っかからない人たちに対しても農業振興というふうな部分、それから、基本的には農業が元気にならないと農村地域というのは元気にならないんだという私の思いもありますので、そういったところも踏まえて、多種多様な農家に対してもできる限り補助をしていきたいんだと、支援をしていきたいんだという思いで、先ほど述べたところでございますので。先ほど言ったとおり、園芸作物のスーパートップランナー、それからトップランナーについての補助制度はございますし、それから、スーパー園芸団地とかというふうなことの県のほうの制度もあるようです。そういったところをぜひ取り組んでみたいというふうな方がいらっしゃれば、そういった形で町としても支援をしていきたいというふうに思っています。

2番 ぜひ、その辺は制度的にあるということ、なかなか厳しい、なかなか、制度はあるんだけど、それに該当するのは大変厳しいという話も伺っておりますので、その辺は町としても、何が該当するのかをやっぱり一緒になって考えて取り組んでいただきたいと思います。

最後ですが、農協さん、JAさんが合併、このたびするという発表があり、いろいろな面で、答弁書にも書いてありますが、大蔵のトマトとかそういうものも、やっぱりこれ

からは、合併したことによって舟形町にもそれをやりたいという農家への手助けにもなるのかなという熱い思いもあります。その辺も含めて、やはり農協合併を機会に、町の基幹産業である農業をもっともっと充実させるために取り組んでいただきたいと思いますので、その辺、最後ですけども、お伺いします。

町長 J Aの合併に協力というか、しろということです……（「じゃなくて、入ってきた、入ってくる……」の声あり）

J Aさんの合併については、行政で立ち入ることはなかなかできないものというふうに思っておりますし、ただ、そういう決議がなされて、組合長の話ですと、来年の4月1日というふうなことで、真室川、山形もがみ、新庄もがみの3つの農協さんが合併するんだというお話をいただきました。町として期待することは、先ほど申し上げましたとおり、山形もがみのトマトとかそういったものの技術指導なりということがもらえるようになることが非常に大きいのかなというふうに思っておりますし、そういった観点を踏まえながら、新しくできる農協さんの営農指導のあり方を見て、しっかりと舟形町の農家の方が望むことに対しましては支援をしていくというふうな気持ちは持っておりますので、そのように取り組んでいきたいというふうに思っております。

2番 何か勘違いされたようで、大変申しわけない。J Aの合併のために動いてくれといった趣旨ではございませんので。最後に、そういうものが、アスパラが入ってきたように、トマトも含めていろいろなものがこれからも入ってくるのかなという期待を込めまして、これからも町として取り組んでいただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

議長 以上をもって、2番小国浩文議員の一般質問を終結いたします。

5番 おはようございます。

それでは、通告に従い一般質問を行いたいと思います。タイトルとしまして、「官民協働・地域間連携による住民主体の地域づくり推進事業を問う」と題して行います。

本計画の中には、特に重要と考える取り組みとして、町民一体で協働によるまちづくりを推進するとあります。

この取り組みとは、地域住民と町が知恵を出し合い、それぞれの役割や責任を再確認し、住民の皆さんが自分たちで地域の現状や課題を洗い出すとともに、自分たちの地域をどうしたいのか考えてもらい、その結果を踏まえて地域計画を策定するとあります。

また、この取り組みを通して、地域住民ニーズの多様化・高度化、厳しい経済状況などに的確に対応していくために、地域住民が主体となり将来にわたって持続可能な集落機能を構築することを目的とすると書かれています。

さらに、計画には、地域運営組織形成プロセスとして、①として、住民の意識醸成、次、②

として、地域運営組織の形成、③として、生活サービスの維持・確保、④活動の発展（コミュニティビジネス等）とあります。

計画書を作成するのはすぐにできますが、①から④までの項目を達成するためには困難が予想されます。この事業を達成するための詳細な具体策を質問します。以上です。

町長 5番奥山謙三議員の「官民協働・地域間連携による住民主体の地域づくり推進事業」についてのご質問にお答えいたします。

この事業については、平成28年度、山形県が事業主体で地域創生推進交付金事業として採択された事業で、昨年度、寒河江市、酒田市、金山町、西川町、庄内町の5市町が参画しての事業となっており、県では、県内市町村の住民主体の地域づくり施策が推進されるよう、予算連携市町村を、順次、推進交付金の変更申請により加えていくこととしています。

事業の主な内容としては、少子高齢化・人口減という状況において、地域の課題等を話し合いの中から見だしていき、地域の課題等の共有と課題解決のための地域計画を作成し、その計画を実施運営する地域支援組織の構築を行い、地域支援組織が機能することにより持続可能な地域の形成を図っていくものですが、県で提唱する地域運営組織を必ず構築しなければならないというものではないという説明を受けています。

町では、協働のまちづくり、自立のまちづくりの観点から、この事業に参加するため、当初予算に予算計上して県に申請しているところです。採択については6月中旬以降となっているため、まだ通知は来ていない状況です。

この事業の採択後は、平成32年度までの4年間、この事業の推進交付金を活用した地域づくり事業が可能となり、地域計画の作成や地域支援組織の構築に加え、現在、町単独で制度化している地域づくり総合支援事業、地域協働環境整備事業、地域支え合い除排雪活動支援などの町補助及び交付金の充実も考えております。

また、地域の課題の発掘や共有を図る一つの手段である「個別アンケート及び地域カルテ」に基づいて、関係機関及び関係各課との連携事業にも取り組めることから、町としてのメリットもあると考えております。特に今年度は、高齢者福祉計画と第6次の介護保険事業計画の見直し時期でもあり、福祉的な観点も含めたワーキンググループも組織し、課を越えた連携を図りながら検討していきたいと考えています。また、本事業で作成した地域計画が平成32年度からの第7次の町総合発展計画の策定にもつなげられるよう考えております。

今後、具体的に推進するに当たり、今年度は、アンケートをあらかじめ実施し、その集計をしてから地域でのワークショップを実施していきたいと考えております。

アンケートについても、まずは何をしてほしいかではなく、何に困っているのか、または、今後こんなことが心配されるなどの困り感を調査し、どれほどその困り感が共有されるのかを地域の中で見きわめて、行政と役割分担しながら、または連携しながら、施策を展開していくこと

が大切だと考えております。

県では、その主体を最終的には地域運営組織として形成することが目的だと提唱していますが、当町は既に各町内において町内会組織が構築され、旧小学校区単位では地区連合町内会が構築され、町全体では町内会長連絡協議会が構築されており、行政と連携した地域づくりを行っております。そういったことから、先ほど申し上げました地域運営組織の構築については、現在、活動されている地区連合町内会と集落支援員で対応できるのか、新たに構築しなくてはならないのかという点については、本事業に取り組んでいく中で方向が示されてくると思います。

また、こうした方向性または事業の目的を管理しながら進めていくためには、先導的な有識者ではなく、地域の中で地域の方々がみずから考え、意見を交わし、総意を形成できるような指導をしてくださる有識者を検討しています。単に経験則での一過性の盛り上がりの進め方では、きっかけがつかめない限り、地域づくりの効果は得られないと考えております。

今年度の事業推進の中で、方向性を確認しながら、各地域の地域づくりの形を具体化に向けて進めてまいりたいと考えております。

5番 この事業についてあえて一般質問したというふうな理由につきましては、やはり基本的に一番大事なのが、住民が自分たちでこの現状を認識しながら、そして、それに向けて自分たちでいろいろな対策なり、対応なりを考えていくと。これができれば8割方この事業は成功したのかなというふうに思うわけであります。ぜひとも成功していただきたいというふうに考えますので、まず、年次計画を読ませていただいておりますが、一つ、基本的なところで、地域の捉え方であります。年次計画では、地域というふうなことが旧小学校学区単位というふうな文言であるし、さらにまた、回答の中では、舟形町は町内会単位での活動が主体になっているということの回答があったわけであります。この事業を進めるに当たって、地域の捉えた方がどちらなのか教えていただきたいと思います。

町長 基本的には、現在、やはり昔からといいますか、歴史的つながりのある旧小学校単位でのいうふうなことが大きくくった場合の一つの拠点というふうな形になるかと思います。ただ、やはり一つ一つの町内会という単位が重要であることは、先ほど議員さんがおっしゃられるとおりでございます。そこを中心として、ただ、集落が小さくなっているところもございますので、そういった意味を考えると、やはり旧小学校単位というふうなものが妥当なのかなというふうなところはございます。ただ、これにしても、いずれ皆様方からいろいろお話を聞かせていただいた上でのいうふうなことになるかと思います。町での今の一応の考え方は今申し上げたとおりでございます。

5番 そうしますと、アンケートを実施し、さらにはその集計というのは集落単位と学区単位の両方でアンケートなり、集計を行うというような理解でいいんですか。

町長 基本的には町内会単位でまずやりますので、その後、小学校単位でまとまるものがあると

すればそれをまとめるというふうな形になるというふうに思います。まずは、やはり先ほど言ったとおり、最小単位であります町内会を原則として考えているところでございます。

5番 私も何とか学区単位の連合組織というようなものも強化したいということで、いろいろ工夫はしてきましたが、やはり各町内会ごとの温度差があって、なかなかこれも難しかったというようなこともありますので、やっぱり基本的には今やっている町内会をメインにしながらやって、そして、アンケートもとりながら集計し、その後、そういうふうな話し合いの場を設定する際に、町内会としての捉え方で各町内会の方々を集めるのか、違う面で……。要するに、私が言いたいのは、町内会でやってしまうと、その家から1人しか来ないとかそういうような形にならざるを得なくなってしまうわけです。やっぱり、今必要なのは、若い人、女性、幅広い年齢層の方々から集まっていいただいていろいろな意見を出していただいて、そして話し合いの場をつくるというようなところが一番ポイントになってくるのかなというふうに思うわけです。そういった中で、この地域の話し合いというふうな設定をどういうふうな形で進めようとしているのか、お聞きしたいと思います。

町長 議員さんと同じ考え方でございまして、やはりそれを、意見を集約していくためには、大抵そういう会議をしますと、一家の中から家長さんが出てきてというふうなことになるかと思います。そういった意味で、やはり女性の方の意見なり、もしくはこれから高校生とか中学生というふうなことの意見もあるかと思ひますし、お年寄りの方の意見というものもあると思ひます。できれば、集めるのではなくて、そういったサークルのところに出向いていって、そういった意見を集約できるような形になればいいのかなというふうに思っているところです。ただ、それについても、地域といいますか、町内会ごとにそういった組織があるところとないところもございしますので、その点についての進め方についても、今後、まちづくり課のほうで検討していくというふうなことでありますけれども、まちづくり課の方針の中にもいろいろな人から意見を聞くというふうなことが大事だというふうなことはありますので、いろいろなところに行っているいろいろな人々の意見を聞くというふうなことの姿勢は持っているようでございます。

5番 その組織の一提案でございましてけれども、私、ずっと活動してきている中で、町内会活動というようなことについてはどうしても義務的な活動が多いわけでありまして。それじゃなくて、もう一つ、一例として、地域づくり的な組織をまずは町内会に別個につくる。これは参加自由というふうなもの、そういうふうな組織があればいいんじゃないのかなというふうな感じがしています。であるので、いろいろなイベントをする際にも、町内会じゃなくて、そちらの何か組織でやれば、当然、若い人、女性、年寄り、いろいろな各家から何人参加してもいいよというふうな緩やかな強制力のない組織というふうなもの、両方、各町内会にあったほうがいいんじゃないのかなというふうな感じを受けております。そういったことを考えていくと、私の考えとしては、町内会じゃなくて、さっき言った地域懇談会でもいいと思ひますので、これは参加自由にして、

フリートークできるような組織というふうなものも立ち上げるということも考える、検討して
みる必要があるんじゃないかなというふうに思いますが、この辺についてどのような考えあるのか。

町長 議員さんおっしゃることについても、確かにそのとおりだというふうに思いますし、ただ、
町内会ごとの雰囲気というものもまたそれぞれ違うものというふうに認識しておりますので、そ
このどういう組織にしていくかについても、ある程度、意見を聞きながら、町内会、町内会ごと
のパターンがあっても、これはやむを得ないのかなというふうに思っているところです。余りか
たくしてしまってこういうものをつくれという拒否反応を示すような町内会もあるかと思いま
すので、そこは、その町内会においてどういう体制づくりがいいのかというふうなことを、それ
もお聞きしながらというふうな方で、できるだけ多く意見を聞くということが大事なことであり
ますし、やはり自分たちがどういう状況なのかという、まずその状況認識、議員さんのおっしゃ
られるとおりでございまして、その問題意識を各自がやっぱり持ってもらうことがこの事業の一
番大事なことだというふうに思いますし、そうした人を多くつくっていくことで、地域づくりを
担っていただける人づくりにもつながるというふうに思いますので、その点には、いろいろな人
が参加できるような、そういった仕組みを少し自由につくれるような、そういう体制を持ってい
きたいというふうに思っています。

5番 ぜひ、今、町長が答弁してくださった幅広い年齢層なり、若者、女性も気軽に参加できる
ような各町内会ごとでの組織づくりというふうなところが一番のポイントになるかと思いま
すので、この辺について十分検討しながら進めていただきたいというふうに思います。

そういった進め方の中で、答弁の中では外部有識者は置かないで、この舟形町の中でとい
うような回答があったわけですが、これまでも高崎経済大学でしたか、櫻井先生とかいろい
ろな先生が来てさまざまやった経過があるわけですが、なかなかこれが実績としては、そ
のときはよかったんだけど、これが長く続かなかったというふうな経過があるので、これを
やっぱり、あのときも先生が来てワークショップも開催しながら地区の課題等を掘り下げながら
検討もしたというふうな経過もありますが、この事業が一過性でなくて、やっぱり基本的にはそ
の町内会ごとのいろいろなニーズに沿った町としての支援を行っていききたいというふうな思いだ
ろうというふうに思いますので、集落のカルテとか地域計画というふうなところが一番のポイン
トになるので、この辺のところについての役場職員のかかわり、この辺どう考えているのか、お
聞きしたいと思います。

町長 有識者等については、外部からも入れる予定でおります。ただ、回答しておりましたとお
り、余り先駆的な方だとなかなかやっぱり、先ほど言われた方とかは続いていかないというふう
なこともありますので、そういった教訓を生かしながら、余り固くならないような方を選定しな
がらというふうに考えているところです。

あと、職員のかかわり方というふうなことでありますが、なかなか地域に根差している職員

もいれば、そうでない方もいるようでございますし、全ての職員がかかわれば一番いいのかと思いますが、まずは、まちづくり課の中でこういった事業のアンケート調査をしながら、そうした中で一体どういうふうにかかわることができるのか。当然、職員がいない地域もございますけれども、職員のいる地域については、積極的にそういった地域カルテなり集落計画の中で参画できるような方向で考えていきたいというふうに思いますので、その点については、まずアンケート調査等をしっかりとすることが大事であって、それから、それをもとに計画をつくる際には職員のかかわりも重要になってくるというふうに思っております。

5 番 やっぱり、今町長答弁されたとおり、職員、あと集落支援員もそうですけれども、地域おこしもそうですけれども、最後には人なんですよ。やっぱり人が、どういうふうな方がタッチするかによってさまざまな支援の内容が変わってくるわけでありまして。そういったところを考えていくと、やっぱり人の配置というようなことについては非常に慎重になっていただきたいというふうに思います。

あと、いろいろな答弁の中で、今町でやっている地域づくり総合支援事業の地域環境と環境整備事業、地域支え合い除排雪活動支援、町補助金の充実というふうにあります。これらいろいろな各集落ごとの課題、問題があるかというふうに思います。そういったときに地区総合補助金の設立なり実施というようなことでありますが、この辺については、今やっている以外にもいろいろなものに対応していきたいというふうなところの考えがあるんでしょうか。

町長 将来的には、先ほど言ったとおり、今現在、町で実施しているそういった地域づくりの支援事業をこの交付金事業を使ってできるようにしたいというのがまずは大きな目標でございますので、そうした中で、さっき言ったとおり、地域カルテなりその計画の中で、どういう、今ある制度がいいのか、それから、それではなくて新しいものをつくる必要があるのか。そういったところも地域カルテなり地域計画の中で、今ある制度をなくして、もっと大きな制度にしていくとか、そういったところのことは今後考えられるのかなというふうに思います。少なくとも、やはり最初申し上げましたとおり、原点となるのは、やはり地域のアンケートの中でどういう問題があるのかをしっかりと認識した上で、その町内会として、役場に今まで陳情・要望していることではなくて、自分たちの中でこのことが一番大事なんだと、それを実現するためにはこういう補助をしていただきたいというのであれば、そういった補助制度をつくりながら取り組んでいくというふうなことであると思いますので。ただ、補助金、交付金の中で取り組めるものと、当然、取り組めないものが恐らく出てくると思いますので、そういったものについては、その地域カルテなり計画をつくった段階で単独の分と補助制度の分というふうに2つになることもやむを得ないのかなというふうに思っているところです。

5 番 ぜひ、計画の中で、言葉尻を探して質問しているような内容になってしまいますが、持続可能な地域運営組織構築というふうな文言がありますが、やっぱりここが、まず運営組織をつく

る、さらには長くこれを維持していくというようなところが、非常に町内会の役員等の絡みもあるし、さらには、町内会の役員だけでは拾い切れない場面もあるかというふうに思います。この組織についても、幅広い年齢層の方々から参画していただくというふうになろうかと思いますが、この持続可能というようなところをどういうふうな形で長く持っていこうとしているのか、大変難しいかと思いますが。

町長 大変難しい課題かなというふうに。やはり、集落内の人数、世帯が減ってきますと、やはり集落自体の盛り上がりといいますか、活気もなくなってきましたし、高齢化に伴う、そういったいろいろな行事が縮小してきているというところもございます。そういった中で、持続可能という基準がなかなか難しいところではございますけれども、地域の活性化というふうなこと、まちづくりというふうなところについても、私の読んだ本については、持続可能な集落を運営していくことだというふうに書かれておりますので、できる限り、やはり地域において集落が維持できるような方向で考えていかなければいけないというふうには思います。

ただ、持続可能な方法については、やはり地域の方々と相談をしていかなければならないのかなというふうに思います。やはり、その中では集落の統合なりというものもやむを得ない場合もあるでしょうし、新たな施策としてどこからか移住を呼ぶというふうな方法もあるでしょうけれども、なかなか、やはり緊急的な、輸血のようなそういう施策では持続可能になるかどうかというものも疑問視だというふうに思いますし、できる限り、そこに住んでいる人が長くその地域で暮らしていけるようなことを考えていくというふうなことしかないのかなというふうに思います。

そのためには、先ほどから申し上げていますとおり、地域で困っていることに対してのしつかりとした意見を聞くことと、一人一人が地域の課題を認識を共有するということが大事だというふうに思いますので、そのために町も一生懸命汗をかいていくというふうな方向だというふうに思っております。

5番 町長の答弁のとおりだろうというふうに思います。やっぱり大事なのは、地域の課題をどういうふうにして発掘していくか。それを踏まえて、それに向けた、課題解決に向けた話し合いの場をどういうふうにしてつくっていくか。このことができればこの事業はほぼ達成できるんじゃないかなというふうに思います。であるので、集落カルテなり地域計画をつくっていく段階では、やっぱり行政の支援というようなところが非常に大きいのかなというふうに思うわけであります。そういったことで、ぜひとも、この事業が成功するためにも、前面なり側面からやっぱり応援していただきたいというふうに思います。

あわせて、一例として、こういうふうな地域カルテなり、地域計画なり、できて活動を始めたら、毎年、何集落かの意見発表といいますか、そういうものをやっぱりやることによって刺激を受けて、さらに次の年につながる。さっき地域おこし協力隊なり集落支援員の発表会があった

ように、そういうふうな場を設定してもいいんじゃないかなというふうに思います。やっぱり競争じゃないけれども、そういうふうな話を聞くことによって刺激を受けて、また頑張っていくというふうなことにもなるというふうに思いますので、たまには各町内会の意見発表会等もやったらいいんじゃないかなというふうに思います。

そういったところで、ぜひともこの事業、成功できるように、私も側面からというふうになるかというふうにと思いますが、応援していきたくというふうに思います。最後に、町長の意気込みを聞いて終わりにしたいと思います。

町長 今、議員さんからいただいた意見については、その意見を参考にしながら、どういう形になるのかわかりませんが、検討をさせていただきたいというふうに思います。

この事業に対する意気込みでございますけれども、やはり、本来、行政サービスというのは、国からの7割の3割自治なので、3割が自由裁量の部分であるんですけれども、7割については国・県かの事務になってしまうんですけれども、この3割自治の中でやはりしっかりと、行政が押しつけるものではなくて、本来、やはり住民の方々がこのことが困っているんだと、こういうことをやっていただきたいというふうなことであるというの、一番、行政のあり方として私は正しいのだというふうに思っておりますし、経済効果的にも最小の投資で最大の効果を生むやり方がそのやり方だというふうに私は思っております。

そういった観点から、この事業については、しっかりと町民の方々の意見を聞いて、そして、住民の方々ににつきましては、しっかりと地域の課題を、問題を共有することが大事でありますので、そういった中で行政と住民の方々がしっかりと、舟形のまちづくり、舟形町をどうしようかというふうなことを考えていけるようなそういう町にしていきたいというふうに考えておりますので、全力挙げてこの事業には取り組んでまいりたいというふうに思っております。以上です。

5番 非常に大事なことを申し上げるのを忘れておりました。というのは、計画書の中で、④として、コミュニティビジネスにつなげるというふうな文言がありました。これは私も非常に大事なところだろうというふうに思います。やはり、全部が全部ボランティアで何も収入がないというようなものは、これは長く続かないというふうに思います。やっぱり町内会の中で、一例として何かをつくって、九州の「やねだん」の何芋だか忘れたけれども、芋をつくって、そこから焼酎をつくって、輸出して、その町内会で収入を得ている。やっぱり、そういうところまでつなげていくことによってその町内会が持続的に長くまとまっていろいろな活動ができるというふうに思いますので、その品目は町内会で考えてもらっていいかと思いますが、やっぱりその町内会で収入を得るというふうなことも、ぜひとも並行しながらやっていただきたいというか、進めていただきたいというふうなことをお願いしまして、終わります。

議長 答弁ありますか。

町長 4番目にある理由が、かなりハードルが高い理由だというふうに思います。やはり、その

地域の中でそういった取り組みができれば、一番しめたものかというふうに思いますが、全ての集落、地域の中でそういったことができるのはかなり難しいものというふうに思います。ただ、そういった、さきほど言っているとおり、意見、問題等を意識する中で、こういったことをやりたいという人が出てくればそれは大変いいことだというふうに思いますので、そういったことが出てきた場合については町でもしっかりと支援をしていきたいというのは変わらない姿勢であります。ただ、それをやってみろというふうな町のほうからの投げかけは、これはかなり難しいというふうに思いますので、自然な盛り上がりの中で出てきた場合については町では支援をさせていただきたいというふうに思います。

議長 以上をもって、5番奥山謙三議員の一般質問を終結いたします。

ここで、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時28分 休憩

午後 1時01分 再開

議長 それでは、会議を再開いたします。

引き続き一般質問をお受けします。

7番 それでは、事前に通告しておりましたとおり一般質問をさせていただきます。1つは、「機構改革、課再編の狙いは何か」、2つ目には、「今後10年間の職員採用計画を示せ」と題して質問させていただきます。

(1) 森町長が就任して1年を過ぎ、まちづくりをする一方で、庁舎内の改革にも目を向けてきたものと思う。それが今年度から1課ふやし始まった6課体制による行政運営になるが、これにより課ごとの業務量の平準化が行えるのか。

また、平成17年に始まり12年間続けてきた班制度をやめ、旧課体制、課長補佐制度に戻すことになったが、班体制の問題点は何であったのか。課長補佐制度にすることで町民にとりどのような利点があるのか質問いたします。

(2) 近年、退職者の穴埋めをするような形で新規採用職員をふやしているが、そこに計画性はあるのか疑問な点がある。

今後、少なくとも10年間の退職者と新規採用者の計画を示しながら採用していくべきと考えますが、町長の考えはどうか質問いたします。以上でございます。

町長 それでは、7番佐藤広幸議員の「機構改革、課再編の狙いは何か」についてのご質問についてお答えします。

今年度より組織機構を変え2カ月が経過しました。年度当初は、物理的な移動はもとより、人事異動も課の枠組みや名称が変わったことによる近年にない大規模な異動となり、ご迷惑をおかけしたと思いますが、現在では、町民の方も大分なれたように感じます。

今回の機構改革は、昨年度内部で検討を行ってきました。7番議員がおっしゃるように、業務量の平準化についても配慮しながら検討してきましたが、平準化という観点では、業務量的なものの比較や業務の質的な比較の調整は難しいものがあります。これについては、内部で話し合いをもって調整を図らせてもらいました。

次に、班体制での問題点ということですが、当初、班体制については、業務協力体制の強化を図ることで人員を削減し、行政コストを低減することが目的でありました。当時は、地方交付税が削減され、行財政運営に大きな危機感をもたらす要因として対応策が急務であった時代でありました。そうした背景から、定員管理計画とは別に町職員の採用を4年間しなかった経過があります。

そうした環境で12年間の班体制組織での運営をしてきたわけですが、その間、地方分権改革の推進により国・県から市町村への事務移譲が行われたことで、国・県の人員が削減される中、市町村の業務がふえる結果となりました。職員が減り、業務がふえたことによりグループにおいても業務内容を担当しか把握していない、また、チェックできる体制がとれない、業務責任の所在が不明確になってくるなどの課題が出始めました。また、業務枠が大きく、班長が所管する業務も担当業務を持ちながらの職務環境であったため、管理職の補佐役がいないという状況で、いわゆる職務階級が業務に反映していない状況になっていたことになります。

このことは、内部的な観点としては、コスト削減体制としてのそれなりの成果はありましたが、今ここにきて、業務量の増加や極端な人員の削減などが相まって班体制での組織運営が厳しくなってきたゆえのこのたびの機構の見直しでもあります。

また、課長補佐制度における町民への利点ということですが、町民にとっては、係制度における担当部署や責任所在が明確になったことで、町民の方々には今までよりも窓口がわかりやすくなったのではないかと考えております。しかしながら、まだ2カ月しか経過しておらず、業務系の周知を今後も徹底しながら町民サービスの向上につなげてまいりたいと考えております。

次に、「今後10年間の職員採用計画を示せ」のご質問にお答えします。

町では、集中改革プランを策定するよう国の指導があり、その一項目として、平成16年度から平成21年度までの職員の管理計画も策定しています。現在は、22年度から30年度までの定員管理計画となっております。

この集中改革プランを策定するに当たり、当時、国の指導では、補助金の削減や地方交付税の削減、市町村合併などを推進しており、職員数や業務の削減、外部委託などを推進するよう求められておりました。なお、現在は、集中改革プランの策定は求められていない状況となっております。

さて、町の定員管理計画であります。平成16年4月1日現在の職員数は95名で、平成30年度の定員管理計画を79名としております。これは集中改革プランの具現化や議会の決議、前町長

の公約などから削減することとしております。昨年4月1日現在の職員数は73名います。そのほか再任用職員が4名、うち短時間勤務再任用職員が1名となっております。定員管理上の職員数は、短時間勤務職員は除きますので、76名となっております。再任用職員を入れても30年度の定員管理計画79名より少ない職員数となっております。

昨年は定年退職のほか年度末1名、年度途中1名の早期退職者が出ておりましたが、ことしも定年退職者2名のほか、6月末で自己都合と病気休暇中の職員2名が退職することとなっておりますので、7月1日現在の職員数は74名となりますが、この中には育児休暇中の職員1名も含まれておりますので、実質73名となります。

今後10年間の退職者と新規採用者の計画を示すべきとのご質問ですが、現在の計画は30年度まででありますので、来年度に計画を策定する予定です。ただ、行政ニーズが多様化し、新たな行政ニーズや行政課題も発生しております。例えば認知症も含めた高齢者福祉の問題や子育て支援の問題、ほかにもふるさと納税への対応、豪雨や地震、行方不明者、新型インフルエンザなどへの対応としての危機管理の充実、公共施設等の総合管理計画や介護保険計画などの各種計画書の策定、新たな農政課題への対応などであります。また、国や県の政策への対応、育児休業や介護休暇の充実などの法改正への対応、新採職員との入れかえなどをスムーズにすることなどもあり、住民に対する行政サービスを維持していくためには、ある程度の職員数は必要であると考えております。

今後、町と同程度の類似団体との職員数の状況や今まで述べた行政ニーズや行政課題への取り組みをどうしていくのかなどを踏まえ、来年度に適正な職員数を検討してまいりたいと考えております

7番 それでは、再質問をさせていただきます。

一番最後のページに、今後、類似団体との職員数の状況をなどを踏まえて調査していくという答弁がありますけれども、ちなみに、私、議員仲間にいろいろ調べてもらい、金山町と鮭川村の、大体同規模程度の自治体、鮭川は違うでしょうけれども、聞いてみました。金山町さんが今現在97名職員がいるということなんですけれども、例えば舟形町にない病院の職員を除けば78名になると。舟形町と大体似通ってくる職員数になってくる。そして、舟形町七十三、四名ですけれども、鮭川村は今79名いるそうですけれども、これは保育所の職員が13人、除くと66人になるんだそうですね、職員が。そうすると、一挙に舟形町より職員数は、実質業務に携わる職員というのはぐっと最少になる。

町長、よく舟形町の職員は県内最少で頑張っていると、こういうふうに言っておりますけれども、調査の項目次第では、業務の内容の項目次第では、最少にはならないということになります。こういったところをきちんと調査しながら定員計画というものをやってもらいたいわけですが、今こういう、常々、最少の人数でやっているということを言うわけですが、実

際に、じゃあ、同じような業務に当てはめた場合、最少にはならないということを聞いて、どういうふうに感じますか。

町長 最少にならないというふうなことについて、全部の話で最少になるというふうには申し上げていないんです。私のほうでも、県のほうであります1市22町村の職員数の状況等の資料等も持っておりまして、その中では、行政の部分と、それから水道とか、教育とか、消防とかというふうなことで分かれて調査があります。その中で総トータルで少ないのは舟形町が一番少ないというふうなこと。それから、一般行政部門の中でどういう状況だかというふうなものを調査した上でも申し上げておりますので、決して、私のほうで職員数を少ないということを過大に申し上げているということではなくて、それぞれの市町村に合った業務とか、いろいろな特色を持った施策をやっておりますでしょうから、その中でも、共通するような部分の中でも舟形町は全体の職員数は少ない。さらに、行政の中でも下から5番目なり、6番目の少なさであるというふうなことはしっかりと認識しております。

7番 その少ない人数でまず頑張っていたいただいているんだろうなというふうには私も思っています。この少ないとか、少数の人数で頑張っているというのは、いいことにおいて、やっぱり町長は強調して言っていることだと思うんです。ところが、この1年半ぐらい、町長の答弁をずっと聞いておりますと、何か行政がミスを犯したり、責任をとらなくてはならない、そういうような事態になったときの答弁として、職員が少ないからとか、職員がなれていないからとか、そういう精通していないからということをよく聞きます。そういう答弁ではだめなんではないかなというふうに私は思うんです、そういうことを理由にしては。なぜ理由にしてはいけないかと私が思うかといえば、その上には管理職という皆さんがいらっしゃるんだから、そこにしっかりとした管理体制がしかれた上で、町長が言う、理由づけする、業務が未熟だとか、人数が少ないだとか、そういうことが、まず、それを言えば言うほど、そういう管理体制がしっかりしていないんじゃないですかということを問われるわけです。自分でもそういうふうに感じませんか。そういうことをこの1年ちょっと言ってきたなというふうに思いませんか、町長。

町長 殊さらにそのことを強調して言った覚えはございません。

7番 そうですか。だとすると、そう言っています。はっきり申し上げます。そういうふうに言っていますから、そういったことを理由に、ミスを犯したりしたときにそういうことを理由にするのはやめたほうがよろしいのではないかとということを申し上げておきます。

それから、ちょっと視点を変えまして、私が管理計画ができていいのかと質問するのは、昨年、5番議員が同じ6月議会で「行政運営を問う」という形で質問しているんです。そのときに何と町長が答えているかというふうに申し上げますと、「今年度中に、28年度中に行政ニーズを把握し、課制、班制、適正職員を検討し、新たに計画を策定してまいりたいと考えています」、こういうふうに答弁しているんです。28年度中にこれをやると。

私への答弁では30年になってしまったわけですがけれども、なぜ、このようなことが起きるのでしょうか。私は、こういう答弁をもとに、奥山町政時代も、職員採用に計画性はあるのかという質問をしています。時期をずらして同じ質問を、どういう考えでやっているのかとご質問をするわけですがけれども、こういった違い、去年度中にやるならそろそろできたかなと思って私は質問しているわけです。それができていない。ここに行政の継続性はあるのか、町長が変わったから、言うことが変わらないのか。そういったところを見ているわけです。なぜ、ここでやるということが2年後になってしまったわけですか。質問いたします。

町長 基本的に定員管理計画は30年度までであるものですので、今年の5月とか、5番議員のほうからの質問に答えたのは、課制のあり方について検討するというふうに言っていると思います。その職員数のことについて言及した記憶はございませんけれども、少し勘違いをなされているのかなと。

いろいろな問題もあって、課の体制を変えるということがあって私はいいいというふうに思っていますし、特に平成30年度の生産数量目標の通知の廃止、そして、10アール当たり7,500円の直接支払いの廃止等もあわせて、この農業問題をしっかりやらなければいけないというふうな思いの中で農業振興課というふうな形でつくらせていただきました。やはり、その時々体制、その事情によって、戦う陣形を変えるというのは当然のことだというふうに思いますし、その時々陣形に合わせて職員が工夫しながらやるために必要なことだと私は思っておりますので、その点についてはそういうふうにお答えをして、28年度中に職員、それから職員労働組合からも意見を聞いて、現在の課制の体制をつくったわけです。

そのことに関しては、何ら私は間違っことをしていないと思いますし、時期もおくれているということはないというふうに思います。定員管理計画については、先ほども申しましたとおり、30年度までの計画がある中でのございますので、その定員管理計画を28年度中につくるというふうに言った記憶はないので、総務課長のほうから、もしそういうことを私のほうで言ったとすれば、補足をお願いしたいと思います。

総務課長 今、町長が申し上げましたとおりですがけれども、機構改革に合わせて職員の配置を考えなければならないということがあります。それから、職員のほうからは、組合のほうからも職員数が少なくて仕事が回らないというふうな要求もありまして、そういったことで見直す必要があるのではないかというふうな答弁をつくらせていただいたわけでありまして、結果的には、そういったことに対して取り組めなかったことについては、おわびを申し上げたいというふうに思いますけれども。機構改革を前提としていた適正な人数というふうなことで書いておりましたけれども、その受け取り方についてちょっと相違があればおわびをしたいというふうに思います。

それから、今年の業務についてでありますけれども、総務課のほうも人事評価を初年度でや

らなければならないとか、大災害が去年は発生したわけでありましてけれども、それから水道の公営企業への移行、そういったものがいろいろありまして、なかなか定員管理計画の奥深くまで検討するというふうなことができなかった状況にもあります。

それから、適正配置というのは、やっぱり職員の能力とか人事配置、それから、経験年数等によって、それを一人の分はこのくらいというふうなことはなかなかできない状況にありまして、それを業務の積み上げで何人が必要かというふうなことについてはなかなか積算が難しく、国の定員管理計画の研究結果のほうでもまずは類似団体と比較するのがいいであろうというふうなことがあります。町のほうの今の類似団体というのは、全国の中の町村のⅡ－１というふうなグループに入っていますけれども、その中では、基本的には舟形町とはプラスマイナスゼロ近辺で推移しているというふうなことで、定員上はそんなに多くもないし、ぎりぎりといいますか、そういう状況にあると。

それから、町のほうの政策に対するいろいろな仕事があると思います。先ほど出していただいた金山とか鮭川さんとかを見ると、出張所はないのではないかとこのように思いますし、それから、大きなお祭りも、舟形町レベルの若鮎まつりみたいなものもないですし、そういったことについて、いろいろ市町村によって内容も違うと思いますので、そこら辺も含めた適正人数というのはなかなか難しい状況にありますので、今のところ、総務としましては、類似団体と比較することによって一応の判断をしているというふうなことで、昨年、その類似団体と比較してもプラスマイナスゼロであったので、今のところ適正だというふうな判断をしているというふうなことで、ちょっと優先順位の問題もありまして、答弁の内容についてはおわびをしたいというふうに思います。

7番 町長、あなたは私に勘違いをしていると言いましたけれども、録音もされていますし、議会報もちゃんとあります。これをもとに質問していますからね。どちらが勘違いしたかなんて、言い争いをしてもしょうがないけれども。

例えば、3月議会で、このたびの機構改革により職員の多忙さは改善されるのかという、こういう普通の質問に対して、「業務の見直しを行い、平準化を図れると考えています」。これはいいですね。「今後の職員採用についても採用計画を作成し進めていきたいと思います」、こういうふうに答えているんです。こういったものをすべて加味して私は質問しているんです。それを勘違いしているだとか何とかと言うことはちょっと失礼じゃないですか。

これは、勘違いしている部分はあってもいいとしましょう、じゃあ。いいとして、例えば29、今年度と、じゃあ、30年度の採用計画というのはちゃんとできているわけですよね。どうですか。

町長 先ほど、答弁の中でも申し上げております。60歳の定年でやめられる方に対しての当然必要な補充という形でのものはあります。ただ、昨年もそうでありましたし、ことしも2名の方が途中退職というふうな形になります。そうした場合には、やはりそのつくった採用計画をやはり毎

年、毎年ローリングして、見直しをする必要はあると思います。ただし、その採用計画がまるっきりにないというふうなことはないと思いますので、そういったところについては計画性を持ってしているというふうに認識していただければ本当はありがたいなというふうに思います。

7番 ですので、その採用計画はあるのかという質問になっているわけですね。だから、職員を採用するなど言っているわけでもないし、多忙な仕事をしているなんていうのはわかります。だから、何人退職したから、その分を入れましょう。ちょっと適材じゃなかったから、1人やめましょうという、その場、その場のそういう採用に見えるわけです。そうじゃなくて、例えば5年なり、10年なり、何人減るから、どういう人を入れていって、年代層をこういうふうに整えていきましょとかという、そういうビジョンを聞きたいから質問しているんです。そういうものをつくってもらいたいわけですよ。その中で採用していく採用はすごく賛成できるんですよ。今のままで、答弁がちぐはぐな形で、言っでは失礼ですけども、言ったことの後始末の答弁をするような形でというのはちょっとどうかなというふうに思うわけです。将来、2年先の採用計画というものをきちんとつくっていただけて示してもらいたい。そういうふうにできますか。

町長 先ほども申し上げましたとおり、定員管理計画はできておりますので、あと、採用計画については、その定員の目標とする数字までにどのぐらい退職者等が出て、それを補うかというふうな形になるかだと思いますので、その点については、先ほどから申し上げましたとおり、町としてはあるんだというふうに思っていたいただければというふうに思います。

ただ、先ほども申し上げましたとおり、介護保険の計画なり、総合包括センターというふうな国の制度も出てきます。そうした場合に、保健師さんの増をしなければいけないとか、その都度、都度、やはり国なり県なりの体制に対応もしていかなければいけないというものもありますので、先ほども申し上げましたとおり、毎年、毎年、ローリングをしながらでも、そういう計画に基づいて採用をしているんだと。思いつきでことしは何名というような採用があるというふうなことは、そういうことではございません。

7番 わかりました。その際に、やはり今この機構改革によって職員の多忙感が大分緩和されるだろうというふうに言われているわけですけども、その業務や職域のあり方の見直し、職員がどこまで仕事をやるのかというものもあわせてやってみたらどうなのかなというふうに思います。それはやっていますよという答えなのかもしれないけれども、なお、今後出てくる新しい課題に対して、そういった町政をまずやっていってもらいたいなというふうに思います。

では、次に、質問に移ります。

広報ふながた3月号と4月号、これ、私持っているんですけども、4月号の例えば町長のコラムを読ませてもらって、例えば抜粋すると、「新たな機構になっても、中身が変わらなければ意味がない。一番重要なのは私たち職員の意識改革だ。考える職員、戦える職員になってほしいと訓示しました」。これは全くそのとおりで、いいことを言っているなというふうに思います。

そこで、職員に対して、そういう訓示をするのは町長だというふうに思うんですけれども、やはり、町長に対して、じゃあ、町長の考え方はどうなんだと問うのが我々議員であり、議会だというふうに思います。という関連から、この1カ月前の3月号のコラム、町長、何を書いたか、ご存じですね。

富田の美水センターのことについて書いています。この内容は深く問わないです。考え方を問うだけなんですけれども。例えば、町長はこういうふうに言っています。「私は、この全ての集落排水・公共下水道の計画・整備を担当し、浄化槽関連の資格も取得、長者原と富田の処理場を実際に管理していました」というふうに言っていますね。私がわからないのは、この「実際に管理していました」というのは、何を町長は管理していたんですか、質問します。

議長 質問者に申し上げます。今の質問はかなり質問の要旨から逸脱しているように思います。質問の内容を整理して質問されるように注意をします。

7番 そうですか。ちょっと議長の助け船が入ったということで……。

私、平成15年、議員になったのが平成15年から、行政事務分担表というものをずっととっています。とっていますというか、私が一番興味のあるところなので、結果的にとっていたということになります。町長はどういう部署を担当していたのかなとずうっと調べてみたら、平成15年から職員をやめるまではそういう管理する部署になんかいなかったですね。

だから、町長、あなたがしゃべることはオーバートークなんです。オーバートーク。

議長 1時40分まで休憩をします。

午後1時34分 休憩

午後2時05分 再開

議長 それでは、休憩前に復し、会議を再開いたします。

7番 それでは、質問をちょっと、じゃあ、整理しまして、答えから最初に言いましょうか。町長、4月コラムで、職員に対して、一番重要なのは私たち職員の意識改革だと、こういうふうに訓示したと。考える職員、戦える職員になってほしい。その思いは職員に伝わっていると私も思うし、言ったことは非常にいいことだなというふうに言いました。そして、そういった、前にもろもろちょっとわかりにくいことを言いましたけれども、町長自身が意識改革をしなくてはならない部分というのがあるんじゃないかというのが最後の私の質問の要旨だったんです。そこに行くまでにちょっといろいろなことを言ってしまうとわかりにくくなりましたけれども。それは、最初、るる申し上げた答弁の中で覚えていないとは言いましたがけれども、行政職員が少ないからとか、なれていないから、そういった答弁をしてしまうところ、そういう部分の町長の意識改革しなくてはならない部分、そういうことがあって初めてこの職員に言った訓示が生きてくるのではないかと、私はそこが言いたいわけです。そういったところを自分で感じるようなことはない

ですか、町長。

町長 言われている質問内容がよくわかりませんが、そういうことはないと思います。

それと、先ほど、前に質問されました平成15年からの記録にはないというふうなことでございますが、私か集落排水事業を担当しておりましたのは昭和63年から平成12年まででございます。それで、しっかりと伊藤秀樹補佐と2人で管理をしておりました。それがオーバートークというふうに言われるのはちょっと心外でございまして、浄化槽管理士は、長者原の処理場が400人であったためにそれでございました。富田が500人を超える800人規模だったかなということで、浄化槽管理技術者というものも取りました。2つの処理場の管理、そして、上長沢のほうの一部までやりましたけれども、さらに長沢地区、堀地区というふうな計画もあって、それからは、中川さんではないんですが、三洋設備工業さんという庄内の業者さんのほうに委託をしております。それまでは私のほうで管理をしておりました。一番最初、汚水が流れてくるところにたまる粗目のスクリーンのしさ、うんことかいっぱいたまるところでございまして、その除去。それから、マンホールの中に入りまして、マンホールポンプを引き上げて油にまみれたマンホールポンプの洗浄もやらせていただきました。

議長 町長、答弁は簡潔にお願いします。

町長 というふうなことでございまして、管理をやっていないというふうなことは決してございませんので、その点についてはよく後で調べていただければというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

7番 自分の意識改革がする必要があるというような、そういう認識であるならば、今後とも、そこを問う質問というのは10人の議員から出ることになるだろうというふうに思います。

3月号のコラム、ずっと、自分が書いたんでしょうけれども、読み直してください。勘違いされるようなことを書いています。あなたの……。まあ、いいか。そう言うともたあれだからな。今度また問うことにします。

以上で質問を終わります。

議長 これをもって、7番佐藤広幸議員の一般質問を終結いたします。

1番 それでは、今回、2問の質問をさせていただきます。1問目が、「郷土愛を育む取り組みについて」、2番目が、「十二河原河川公園の環境整備について」ということで質問させていただきます。

初めに、「郷土愛を育む取り組みについて」。

平成27年6月17日、公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し、18歳に選挙権年齢が引き下げられ、平成28年6月19日に施行されました。国勢選挙では、昨年7月10日投開票の参議院選挙から適用されております。

選挙年齢を引き下げることへの賛否両論がありましたが、一般に18歳に選挙権を付与するこ

とのメリットは、若者の社会的責任感が育ち若者の政治離れに歯どめがかかる、若者の政治参加を促し社会的責任を担わせることができる、若者の意見を政治に反映させることができる、国際的に見ても選挙権年齢は18歳の国がほとんどであり、国際的調和が図られるなどがあると言われております。

以前、議会において開催した中学生議会での質問内容を見ますと、交流人口の増加、町の特産品の消費拡大に向けた取り組み、環境問題など町の状況や将来の展望についての質問や町への提言もあり、大変頼もしく興味深く読ませてもらいました。

中学生は、質問をするために舟形町の課題や将来像についてディスカッションする機会にもなり、将来、町に戻ってきたいという思いや郷土愛も芽生えるのではないかと考えます。

さらには、中学生だけでなく、若者の考えをもっと話し合える機会を多くつくっていくことが、舟形町の発展のためには必要な取り組みだと思いますが、町長の考えをお伺いします。

次に、「十二河原河川公園の環境整備について」でございます。

平成27年度、28年度と2カ年にわたり国道13号線舟形橋下流より十二河原河川公園「小国川リバーサイドアユパーク」まで、堆積土砂のしゅんせつが行われました。27年9月の若鮎まつり前に完成していたら被害も最小で済んでいたのではないかとと思われるところではありますが、河床が下がり川幅も確保されたことにより、今後、増水による浸水の危険が減少したと安堵しております。

若鮎まつり会場の河川の護岸は大変きれいになり、河川におりる階段も雑草が取り払われ、利用しやすくなっていますが、チャイルドランドの護岸は、雑草が生い茂り、景観上よろしくないと思います。国道13号線舟形橋から見ると、遊具も設置し芝生は整備されているのに、河川におりる階段は雑草で使用できないような状況であります。景観上は無論であります、安全管理上も問題があると思われませんが、町長の考えをお伺いします。

町長 それでは、1番伊藤欽一議員の「郷土愛を育む取り組み」についての質問についてお答えします。

私は、選挙を通して「住んでいる人が誇れるまち・豊かな「ふながた」を目指します」と言い続けてきました。町民の皆さんに豊さを感じ舟形町を誇りに思ってもらうには、産業の振興、生活基盤の整備、福祉の充実は当然ですが、子供たちが豊かに生きる将来に向け、より地域とかわり、地域に誇りと愛着の持てる教育を一層進めることが重要と考えます。

舟形町教育目標は、「地域に育ち、地域を育てる町民の育成」であり、その育成のため、舟形町の教育の重点でも愛郷心を掲げています。また、これは教育基本法の5つの目標の中の1つにも入っている重要な項目であり、学校教育ではさまざまな教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等においてそれらを扱うように示されていますので、町のヴィーナスプランでは、愛郷心を持った子供像を保・小・中ごとに示し、それに向かってさまざまな活動を重点的に仕組ん

でいるところです。

愛郷心は、簡単に言えば、伝統や歴史、文化、自然や人々とのかかわりの中で醸成されていくものです。地域の人と触れ合ったり、地域の行事に楽しく参加したり、地域の自然や文化に触れたり、伝統文化にかかわったり、ボランティア活動に参加したりと、地域のことを学び、体験することが重要です。

ことは、さらに食育ともかかわり、「日本一の給食食育事業」を行いながら、郷土愛の育成にも取り組んでおります。

このように、生活科や総合的な学習の時間のみならず、各教科における学習でも教科書内容との関連を図りながら取り上げていくことにより、町の教育の重点で求めている「郷土を愛し、地域に参加する子供」が育ってくれるものと確信しています。

さて、中学生が町の課題やまちづくりについて勉強するのは公民の授業の中であります。広く政治のことや地方自治のことを学びながら、自分の町のことも考える授業があり、2年前の中学生議会の事業を終えてからは、それぞれの社会科教員の工夫により授業が展開されております。

中学生以上の若者については、主に高校生ですが、これまで最上地区全体で地域の課題を考える事業が毎年あり、本町の高校生も参加してまいりました。

ことは、町として、7月24日の第2回大人塾の中で高校生をメインに参加させ、地域課題についてディスカッションや意見交換する事業を考えています。

これは舟形を見つめ直し、舟形でどう生きていくのかを考える研修、協議を進めるものです。このような場を生かし、住民参加はもとより、若者の考えをもっと話し合える機会をつくり、地域に育ち、地域を育てる町民の育成に取り組んでまいります。

次に、「十二河原河川公園の環境整備について」のご質問にお答えします。

初めに、十二河原河川公園「小国川リバーサイドアユパーク」の整備経過についてお答えしたいと思います。小国川リバーサイドアユパークは、舟形橋を起点とし、一ノ関大橋を終点する河川敷延長L=2,400メートルの区間を平成4年から平成10年までの7年間において、人々が身近な自然に触れ合える親水空間の創造を目指し、河川公園整備を行っております。

事業内容としては、山形県が護岸や緩傾斜堤防等を整備し、舟形町が遊具の設置や公衆トイレ等の上物を整備して、河川管理者の山形県から10年間更新の河川占用を受けて現在に至っております。

近年、河川維持工事として町で要望した箇所については、平成27年度はチャイルドランド脇、平成28年度は若鮎まつり会場脇の堆積土砂をしゅんせつしていただきました。

1番議員おっしゃられるとおり、平成27年9月の若鮎まつり前に完成していたら、被害も最小で済んだのだと思うところではありますが、河川工事は冬期間の施行という縛りもあり、若鮎ま

つり前には施行ができなかったものと考えております。現在は河床も下がり川幅が確保されたことで河川流下能力が向上し、豪雨の増水による災害発生の危険が低下するものと思われます。

さて、ご質問のチャイルドランドの護岸の雑草が生い茂り、景観上よろしくないことでありますが、この場所は平成27年度冬期間にしゅんせつしていただいた箇所、親水性を持たせた階段護岸や自然石を積んだ護岸として整備した箇所です。

この場所での機械による堆積土砂掘削工事には限界があり、護岸のり面やのり尻に堆積土が一部残ったため、雑草等が生い茂ったものと考えられます。町としましては、ご指摘の箇所を最上総合支庁建設部河川砂防課と5月下旬に現場視察し、状況を説明し、のり面等の堆積土砂の撤去を要望したところであります。

チャイルドランドは、利用者が自由に河川へおりられ川遊びができるようにつくられた施設でもあります。子供たちが身近な川と触れ合う空間の確保のためにも、安全性や景観の問題も配慮した上で、引き続き県に要望していきたいと考えております。

1番 それでは、再質問をさせていただきます。

学校教育指導目標として、3つの力と2つの心を備えた児童生徒の育成を掲げ、舟形町の目指す子供像を明記し、基本方針のもとに指導がされていることについては、評価するところあります。大変よくできていると、私もこれをいろいろ読ませていただきましたけれども、いいなというふうに思ったところであります。

生きる力の育成に向けての今年度の重点、「2017の10のアクション」というものがあります。ただ、これは昨年の同じ生きる力の育成に向けてというようなことと同じ内容であります。達成度合いによってはこの10のアクションの幾つかは変わってくるのかなというふうに思うところがあります。この重点目標、重点に関して、やっぱり力点を置いてやっているわけなので、やっぱり一つ一つ、いずれかは達成しているのかなというふうには考えるところでありますけれども、昨年と同じというふうなことについて、全く達成されていないのか、そこら辺、まずお聞きしたいなというふうに思います。

町長 その点について、教育長のほうから答弁させていただきたいというふうに思います。

教育長 生きる力というふうなことを全面に出してやっているんですが、これは現在の国の指針であります学習指導要領が変わらない、変わっていないために、この文言はそのままにしております。東京オリンピック、2020年からは学習指導要領が変わってきまして、新たな、例えば英語教育とかも含めて入ってくるわけなんです、それでも生きる力というのは変わらずに踏襲されていく概念でございます。生きる力は変わらないという前提でこれまで舟形町のほうも進めてまいりましたが、アクションのほうも最近のこの課題等を踏まえてつくっております。達成したところ・達成しないところ、達成している学年・達成していない学年、トータルで考えるとこのまましていかなないとなかなか十分に浸透しないという反省のもとにこれは作成されております。毎

年、各保・小・中から、この重点につきましてそれぞれの先生方、全ての先生方からどのような達成度だったかを出していただきまして、この重点を定めておりまして、まだまだやはりやっていかなければならないというふうな趣旨から、変わらずにやっているところが多くなっております。よろしくお願いします。

1番 先生方も一生懸命頑張っているんだなというふうには感じているところであります。私が質問したいのは、やっぱり愛郷心でありますけれども、答弁の中にも愛郷心というようなことは、地域の人と触れ合ったり、地域の行事に楽しく参加したり、地域の自然や文化に触れたり、伝統文化にかかわったり、ボランティア活動に参加したり、地域のことを学び、体験することが重要でありますというふうに答弁されております。これはやっぱり地域の祭りとか地域のイベント等々あると思います。それに関して、教育現場、学校としては直接的にはどのような捉え方というか、かかわりを持っているのか、お伺いしたいと思います。

町長 その点について、教育長のほうより答弁させていただきたいというふうに思います。

教育長 地域の人々と触れ合ったりというのは、例えば中学生の例でいきますと、学校のボランティア活動、夏に福祉施設のボランティア活動がございますが、そのような福祉施設でのボランティア活動を年間、計画的に設定しまして、施設に出向いてボランティア活動を行ったりしているというふうなことが、例えばございます。

それから、地域の行事にかかわって、また、例えば祭りとかにつきましては、これはなかなか学校としてはできない。それで、地域の方々にある程度お願いしながら祭りへ参加させるというふうなことで、例えば小学生ですと、早く帰したり、それから、できるだけ夏休み中においては一緒に参加させる行事を仕組むというふうなことで、学校としてできる範囲についてはそのような形でできるだけ学校も協力していくというふうになっております。

それから、伝統的な行事につきましては、これは主に小学生がやったわけですが、4校が統合した際に、学校としてかかわってきたところもあったんですが、これは地域の方々をお願いしていきましようというふうな、それまでの準備委員会等の話し合いにおきまして地域の方々より現在指導していただく体制をとってやっておるところでございます。

そのような形で、学校が直接かかわる人々との触れ合い、それから、学校が協力するような形で地域に参加させる形、そして、地域の方々をお願いするような形というふうなことで、それぞれ今のような触れ合いを設けているところでございます。よろしくお願いいたします。

1番 非常に、子供たちはやっぱり祭りに参加したり、いろいろな面で参加はしていると思います。今、保護者と先生方の関係というものも、ちょっとなかなか、昔のように意思疎通ができる場面が少ないのかなというふうなことも感じられるときがございます。やはり、以前であります先生たちが地域の祭りにもちょっと顔を出していただいたりというようなこともありました。ただ、今はやっぱりいろいろな問題があって、それもできないのかなというふうには思います。

れども。やはり、先生と保護者、子供たちとその先生、保護者、地域、そういった一連の関連性を持っていくと子供たちの非常に地域に対しての考え方もかわってくるのかなというふうなことは思います。

愛郷心に関して、中学校では、地域の発展についても考える。小学校でも、今教育長が言われたように、伝統文化に進んでかかわるというようなことで、非常に地域密着型の考え方が子供たちの愛郷心を育てるというような、やっぱりそういう考えのもとにやっているのかなというふうに思います。

ただ、この考え方はいいんですけれども、いろいろな行事に参加して、やっぱりそれを子供たちの考え方、捉え方を何らかの形で引き出すようなそういった場面があってもいいのかなというふうには考えるんですけれども。夏休みの課題、宿題とかあると思いますけれども、そういった場面で、例えば地域の行事に参加してどうだったか。やっぱり、そういう感想的なものというのは学校のほうではとったりということは今まではやっていないですか。

町長 その点についても教育長のほうから答弁させていただきます。

教育長 学校行事におきまして肝要なのは、その狙いと、そして活動と、振り返りでございまして、6月、そろそろ実施されますトライワーク等における体験活動、地域の農家の方々に体験に行ったり、建設会社に体験に行ったりするトライワーク等ございますが、それもしっかりと最後の段階で発表会を行う。感想もそれに入って、このような状況だったというふうなことを文化祭あたりで子供たちが振り返って発表したりする場がございますので、最後の感想も含めた形で子供たちの意見がそこに凝縮されてまとめられるというふうなことで行事等は考えられておる次第でございます。

1番 やはり小学生、中学生というのは、感受性が非常に強い時期なんではないかなというふうに思います。この時期に、町でのいい体験、そして町のよさを知ること。そして、同年代というか、友だち同士、学年同士で話し合いをすることで、やっぱり町の将来像についても、いろいろな話が出てくるのかな。町の直していったらいいところとか、やっぱりそういうふうなことも出てくるのかなというふうに思われます。そういう世代を超えたものではなくて、やっぱり同学年というか、そういう中での話し合いも非常に重要であるのかなというふうに思います。

やっぱりそれが中学生議会がそうだったのではないかなというふうに思うところあります。いろいろな意見を出し合って発表する場があり、発表したものを評価する側もあり、そして、自分たちの考えが、例えば具現化される。そうならば喜びが楽しみになってくるのではないかな。やっぱり、そういうふうに私は思うところであります。そこから、町に対する愛郷心、または将来、じゃあ、私も僕も議員になってみようかなと、そういうきっかけというか、そういうことが芽生えるのが、非常に将来にとって、舟形町にとって、大切なことなのではないかなというふうに私は考えるところであります。選挙権が18歳に引き下げましたけれども、小学生、中学生のうちか

ら、こういったものを言う、ものを見る、公平、公正に物事を判断できる、やっぱりそういう力が育まれてくるのがそういう時期からではないのかなというふうに思います。

やっぱり、ここで町長にお聞きしますけれども、町長も長くPTAまたは中学校の野球の顧問、コーチ等をやられたと思います。そんなところで、町長のそういった思いというものをお伺いしたいなというふうに思います。

町長 1番議員さんのおっしゃるとおりだというふうに私も思っております。やはり、中学生という時代にしっかりと舟形町のことを考え、友だち同士で議論ができるというような場所があれば非常にいいのかなというふうに思っているところです。

先日でございますが、教育長と少し話をさせていただく中で、子供議会というか、中学生議会については、開催するというのは今年度は無理というふうには思いますが、中学生と町長と教育長と話をする機会があったらいいんじゃないかというふうなお話をさせていただいたところです。校長先生のほうに相談をした上で決定することなので、今すぐ実施しますとは言えませんが、やはり議員さんおっしゃられるとおり、今の中学生たちがいずれ舟形町を担っていただかなければいけない。当然、議員さんにも、町長にもなっていただけるようなそういう人材を出さなければいけないですし、舟形町のまちづくりのために役場に入ってもらえるようなそういう人たちも育てていかなければいけないというふうに思います。そういうことは非常に大事ですので、気づきというふうな部分の中で、ぜひ中学生とそういう対話をさせていただけるような機会をつくりたいなというふうに思っているところです。

大変いいことだというふうに思いますので、その点についてはぜひ実施できるように努力してまいりたいというふうに思います。

1番 非常に、町長の考えも大変いいのかなというふうに思います。やはり実施したという足跡だけを残すんでなくて、実を結ぶ種をまいていただきたいというふうに思います。今後に期待したいなというふうに思います。

続きまして、次の質問の再質問にさせていただきたいと思います。

舟形町は長沢から堀内まで東西に27.4キロほどございます。かなり縦長というか、横長というふうな町の形になっております。南北には6.5キロでございます。舟形町の通過がたった6.5キロで舟形から新庄に入ってしまうというようなことでございます。一番の顔が、やっぱり舟形町の13号線の舟形橋から見る上流のあの景観かなというふうに思うわけであります。そんなことでこの質問をさせていただいたわけでございますけれども、やはり、今回、5月下旬にのり面の堆積土砂の撤去を要望したというふうな答弁でございます。県として、そのときにどういうニュアンスだったのかな、今年度中にやるよとか、いずれはやるよとか、いろいろな話の中でニュアンスがあったと思いますけれども、どういうふうな感じで受け取られたのかなというふうに、ちょっとお聞きしたいと思います。

町長 要望した感触については地域整備課長より答弁させていただきたいというふうに思います。

地域整備課長 ただいまのご質問でございますが、5月下旬に河川砂防課と現地を視察してまいりました。先ほど、こちらのほうから、答弁書に書かれたとおり、やっぱり一部堆積土砂が残ってしまったということが原因であります。ただ、県のほうでも、今年度あたりから、県管理河川のしゅんせつ等、結構力をいれております。そんな中で、予算の範囲内ということ、町のほうとしましても要望はしたのですが、今年度、冬期間できるかはちょっとはっきりしたことは言えないということだったみたいです。引き続き、県のほうにはご要望していきたいと思っておりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

1番 しゅんせつというと、やはりアユの放流もしてございますので、なかなか重機を入れての作業というのは難しいのかなというふうには思います。ただ、県の対応を待つだけでなく、やはり今現状を見ますと、ヨシ、雑草、かなり茂っております。町の予算になるのか、県に負担をお願いできるのか、わからないですけれども、せめて除草ぐらいはして、ちょっと見た目をきれいにさせていただくような考えはないのか、お伺いしたいと思います。

町長 議員さんおっしゃるとおり、私も舟形町のあそこについては顔なのかなというふうに思っております。また、ある人からは舟形町に色が無いというふうに言われたというふうなこともありまして、できればいろいろな草花等で色をつけるというようなことも一つ実験的にやってみたいというふうなことも申し上げておりますけれども、なかなか進まない状況ではあります。議員さんおっしゃられるとおり、国道側から見られるチャイルドランドの左岸側と言ったらいいのか、右岸側と言ったらいいのか、ちょっと難しいところですが、国道から見える側、それから、逆に言うと、県道のほうから見える裏の山のポンプ場に揚げる導水路のほうについても、若干、やっぱりそういう状況になっているというふうなこともありますので、ちょっと町のほうでも、そういったことが、今の予算ではちょっとその辺の予算がないかというふうには思いますが、ぜひ早急に対策をして、県とちょっと連携をとらせていただきながら、早急に対応できればそのようにやりたいというふうに思っているところでございます。

1番 非常に、しゅんせつしまして、増水しての災害の危険も非常に低下したというようなことで、今、町長言われましたけれども、本当にあそこは上から見てもなかなか色が無いというのは実感でございます。そんなことで、維持管理も大変だと思いますけれども、今言われたように、チャイルドランドの芝生の際に逆に花壇を持ってきたり、今、裏の山に揚げているポンプ場のところに花壇がありますけれども、なかなかあそこは見えないですね。県道から見ても見えないし、やっぱりそこら辺もう少しいろいろな考え方を変えてやったらいいのかなというふうに思います。花壇がちょっと無理なら、その季節に応じてプランターを置くとか、やっぱり顔なので、そこら辺をいろいろな考え方でやっていただけたら、もっとあそこを通る人がきれいだな、行ってみたいなど、やっぱりそういうふうになんか寄ってみたいなというふうな思いが出てくるような、そう

いうふうな何か対策を考えていただければなというふうに言おうとしたら、町長が今答弁していただきましたので、非常にいい考えも出てくるのかなというふうに思います。やっぱり、できるだけ早急に、ああいうふうにしゅんせつができたことでありますので、実施に向けて頑張ってください。少ない予算だとは思いますが、やっぱり、そういった取り組みを早急にしていただきたいというふうに思います。そこら辺、再度、町長のご意見を伺いたいと思います。

町長 先ほど申し上げたとおりでございます、できる限りの取り組みをさせていただきたいというふうに思いますので。県とそれから漁協との絡みもございますので、そういったところの問題を一つずつクリアしながら、できる限り早く対応できるようにちょっと調整をさせていただきたいなというふうに思います。

1 番 以上で質問を終わります。

議長 以上をもって、1 番伊藤欽一議員の一般質問を終結いたします。

本日の日程は全て終了いたしました。

あすは午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後2時45分 散会

平成29年 6 月 7 日（水曜日）

第 2 回舟形町議会定例会会議録
（第 2 日目）

平成29年舟形町議会第2回定例会第2日目

平成29年6月7日（水）

出席議員（10名）

1番 伊藤 欽一	6番 斎藤 好彦
2番 小国 浩文	7番 佐藤 広幸
3番 石山 和春	8番 加藤 憲彦
4番 佐藤 勇	9番 叶内 富夫
5番 奥山 謙三	10番 八 敏 太

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長 森 富 広	農 業 振 興 課 長 沼 澤 一 征
副 町 長 酒 井 雅 彦	教 育 長 齊 藤 涉
会 計 管 理 者 須 貝 孝 子	教 育 課 長 八 敏 照 光
総 務 課 長 中 山 進	農 業 委 員 会 会 長 加 藤 嘉 久
ま ち づ く り 課 長 伊 藤 幸 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長 小 野 芳 喜
健 康 福 祉 課 長 叶 内 範 夫	代 表 監 査 委 員 渡 邊 敬 子
住 民 税 務 課 長 伊 藤 誠 宏	監 査 事 務 局 長 斉 藤 洋 一
地 域 整 備 課 長 伊 藤 武 美	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 中 山 進

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 斉 藤 洋 一	係 長 石 川 忍
---------------------	-----------

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。

ただいまから2日目の回定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長 日程第1 一般質問。昨日に引き続き、一般質問をお受けします。順次発言を許可します。

6番 おはようございます。

私からは、さきに通告に従いまして2点についてご質問させていただきます。

まず初めに、「新庄最上定住自立圏構想の検証」と題してご質問いたします。

さきの定例会における一般質問におきまして舟形町総合戦略の成果についてお尋ねいたしましたが、町長の見解では、「余り成果が出ていない」というご答弁がございました。総合戦略と同時期に、国では、人口減少、少子高齢化が進行する中、地方への定住促進を図るために定住自立圏構想を推進し、平成27年6月議会において承認、その後、平成28年3月に新庄最上定住自立圏共生ビジョンが策定されました。

策定後1年が経過いたしました。ビジョンに掲げた各種事業は、中心都市新庄市を中核に軌道に乗っているのでしょうか。ビジョンに掲げたものの具体的な取り組みは計画どおりに進展しているのか、疑問を感じております。ビジョン策定の段階で事業費の見込みすら計上されていない事業もあり、定住自立圏形成協定に基づく取り組み事業についての検証が必要であると思います。町長のお考えをお伺いいたします。

次に、「がん探知犬による検査の実施を」と題してご質問いたします。

テレビをはじめ新聞などのマスコミで大きく取り上げられている金山町のがん探知犬の取り組みは、すばらしい事業であると共感いたしました。最上地域は女性の胃がん死亡率が全国ワースト1位と雑誌に掲載されたこともあり、各自治体でも健康診断の受診率向上に向けた独自の取り組みを行っておりますが、金山町の取り組みは、全国初、世界初とも言われ、各方面から絶賛されております。

探知犬によるがんの発見率は非常に高く、早期のがんもほぼ100%に近い実証実験の結果も公表されており、専門家からも高い評価を得ております。千葉県にあるがん探知犬育成センターでは、探知犬によるがんの判別能力を応用してにおい物質を特定する研究も進められておりますが、金山町での取り組み状況を研修し、本町でも探知犬によるがん検査事業に取り組んでみてはどうでしょうか。町長のお考えをお伺いいたします。

町長 おはようございます。

それでは、6 番斎藤好彦議員の「新庄最上定住自立圏構想の検証を」についての質問にお答えします。

新庄最上定住自立圏は、平成27年2月に新庄市が中心市宣言を行い、同年6月にそれに賛同した舟形町を含む7町村が新庄市と定住自立圏形成協定を締結し、「新庄最上定住自立圏」が形成されました。そして、圏域の人口定住のために必要な生活機能を確保し、地域の活性化を図るため定住自立圏共生ビジョンを平成28年3月までに策定し、目指す将来像及びその実現のために必要な具体的な取り組み等を明らかにしています。

共生ビジョンの具体的な取り組みの計画期間は平成28年度から平成32年度までの5年間となっており、毎年度所要の見直しを行うこととなっています。

共生ビジョンは、大きく、「生活機能の強化に係る政策分野」、「結びつきやネットワークの強化に係る政策分野」、「圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野」の3つに分類し、さらに細分化して連携事業項目を設定して、中心市の役割や各市町村の役割を協議しながら進めております。

この1年間の経過については、ことしの2月6日に最上管内の市町村から任命された各分野に所属する方々からなる懇談会を開催し、進捗状況を説明し、各分野への意見が出されています。これについては、2月20日に開催された各市町村の首長で構成している新庄最上定住自立圏形成推進会議で報告され、今後は、8市町村内部で検討するとともに、定住自立圏での業務担当等で構成する検討ワーキング部会、さらには、8市町村の企画担当課長で構成する検討会議を経て、最終的にどうするかは8市町村の首長で構成する定住自立圏形成推進会議で決定します。

平成28年度は目標人口の設定変更、連携事業の事業内容の変更、目標指標の設定変更などを行っております。また事業費について計上になっていない事業もあるとのご指摘につきましては、検討ワーキング部会や検討会議でまだ検討中になっている事業であります。なお、事業費が計上されてある事業については、継続的な事業も含まれており、新規性でないものも含まれております。

検証については、前述しましたとおり、懇談会でご意見を伺い、今年度、それぞれの連携事業項目ごとにワーキング部会を開催し、新たな協定・事業等の検討を行う予定でありますので、町としても事業内容を精査しながら、事業目標につながるよう推進してまいりたいと思います。

次に、「がん探知犬による検査の実施を」のご質問にお答えいたします。

金山町が今年度実施するがん探知犬によるがん検診ですが、これはがんが発するにおい物質の研究を進める日本医科大学千葉北総病院に委託して行うもので、がん探知犬による検査に加え、尿に含まれるにおい物質を特殊な機械で精密に分析し、がんの有無を判定し、陽性が

陰性かなどの結果を受検者に伝えるまで3カ月を要するようです。ふだんは病院患者を対象に研究を進めているようですが、高い確率で探知が可能となったことから、今回初めて一般住民を対象に行うもので、金山町からの受検者は1,000人を予定、委託料は1,100万円を今年度計上していて、受検者に負担をかけずに早期発見ができる検査方法として実用化が期待されています。

また、がんのにおいを嗅ぎ分けることができるのは犬だけではないようです。寄生虫のアナサキスなどで知られる線虫ががん患者のにおいを好むことが最近の研究でわかってきました。尿をたった1滴線虫のいるシャーレに垂らすと、がん患者の尿を好む線虫は垂らした尿に寄ってくるそうです。がん探知犬による嗅ぎ分けは犬の集中力などにも左右されることがあり、1日で余り調べることができないようですが、線虫による検査はそのような心配もなく、がん患者の発見率も高く、費用も安価で済むということで、九州大学理学部広津助教を中心とするチームが2020年の実用化を目指して研究が進められているようです。

ただし、新しいがん検診の有効性を評価するには、無作為化比較対象実験などである一定集団を性や年齢分布など平等に分類して介入評価を行う必要があります、10年から20年かかると言われています。今回、金山町が行うがん探知犬を使ったがん検診の取り組みは、受検者への負担が少ないことで、受診率向上に関しては一定の評価はできると考えますが、新たながん検診としての有効性の有無に関しては、線虫を使った検診などを含めてまだまだ研究段階であり、検証の結果を注視し判断する必要があると考えます。

今年度、金山町では通常のがん検診のほかにがん探知犬による検診を行うとのことでしたので、その比較結果も参考にしながら本町での実施の是非を検討したいと考えます。

また、がんを防ぐには、受動喫煙を含めてたばこを吸わないことや、適量のアルコール摂取、正しい食生活等による生活習慣の見直しと定期的ながん検診が挙げられます。山形県議会平成28年12月定例会においては、「山形県誰もががんと知り、県民みんなでがんの克服を目指す条例」が議員発議により可決・同意されました。これは、伊藤重成県議会議員が同条例の制定を野川議長に進言したことに始まり、条例策定検討委員会の委員長として取りまとめたもので、県民みんなががんに対する正しい知識を持って、がんの予防・早期発見・早期治療につなげていくことや、がん医療を充実していくこと等、県をはじめ、県民、関係機関などが一丸となってがんの克服を目指す取り組みを推進することを目的としています。

本町においても、この条例の趣旨を理解し、がんの予防や早期発見の推進に取り組んでまいりたいと思います。

6番 それでは、二、三、関連質問をさせていただきます。

まず、初めに、自立圏構想の関係でございますが、事業の進捗が見えないと私は感じております。共生ビジョンの具体的な取り組み、計画期間でございますが、28年から32年までの5

年間については、毎年、必要な見直しを行うとございますが、このビジョンというのは28年から32年までの5年間で計画を練って、最終的な着地が33年であって、33年から実際に動くという計画なんでしょうか。私、ちょっと考え方が違っているのか、そのあたりをお伺いします。

町長 計画自体につきましては、平成28年3月にできておりますので、その計画に基づいて、できるところからしていくというふうなものがこの定住自立圏構想でございます。

6番 それであれば、既に28年から計画に沿った実践がとといいますか、実施されておるということであれば、なおかつ、余り成果といいますか、実績が見えていないんじゃないかなと感じておるところでございます。

またあわせまして、先ほど壇上からの質問も申し上げましたが、予算化していない事業につきましては、答弁の中では今検討中であるものもあるということでございますが、事業の中には、既に広域として事業を展開している部分もあるかと思えます。そのあたり、定住自立圏でやるのか、広域でやるのか、そのあたり、すみ分けが非常に難しいと思えます。このあたりについて、首長さん方が組織なっておる推進協議会でうまく整理をされて、考え方を一本化されているのか、そのあたりをお伺いします。

町長 広域の理事会等でいろいろ話をお聞きしているところではございますけれども、その中でいくと、やはり最上広域という一つの事務組合がございまして、その主たる事業については、現在行われているというふうなものの事業があります。今回の最上定住自立圏構想につきましても、基本はその最上広域の現在している事業をしっかりと中心となってやっていくというふうな、そういうスタンスが多いようでございます。この計画をつくることでのメリットというのが特別交付税での交付があるというふうなことなので、原則、首長さんたちの感触をお伺いするときには、やはり現在ある広域の事業を中心としながら、そういった事業、特別交付税で算入される中で新しい事業に取り組むかどうかというものを、担当レベルから上がってきている事業の中で取り組むべきものは取り組むというような方向にあるようでございます。

6番 やっぱ最上地域は最上広域事務組合があって、さまざまな事業をやっておったので、この構想を組み立てる段階でやりやすかったと思うんです。ただ、やりやすかったのも、ただ1,500万円なり8,500万円をもらうためにつくったのでは何にもならないと思います。せっかくつくったんですから、やはり広域でやる事業はやる事業、自立圏構想でやる事業はそちらのほうと、うまくすみ分けをして、せっかくこのビジョンをつくったわけですから、突き進むのが筋ではないかなと思っておるところでございます。

また、話変わりますが、答弁書にございました28年度の経過の中で、2月6日に懇談会、2月20日に推進会議、今後はワーキング部会、また担当課長で構成します検討会議を経て、最

最終的に推進会議で決定するんだとございますが、この今後のワーキング部会なり、企画担当課長で構成します検討会、これはいつごろ開催して、どんな話に持っていくつもりなんですか。

町長 その件につきましては、現在、私どものほうにはまだお知らせをいただいていないというような状況になっております。

6番 今さまざまな部会のお話を申し上げましたが、この答弁書をちょっと整理しますと、段階がいっぱいあるんですね。今申し上げましたように、懇談会というのが担当者のレベルがあって、その担当者のレベルでまとめたものを首長さん方の推進協議会に報告をすると。その後、今申し上げましたワーキング部会なり検討会議でもんで、最終的に推進協議会で決定するというので、こういう枠組みがあって、懇談会から推進協議会まで、町長さんまでに話があるわけですから、その後、いつになるか、どうなるかというのはないというのをおかしいわけです。ただ、町長が聞いていないだけなのか、担当の伊藤課長が聞いているのか、そのあたりはどうなのでしょう。

町長 昨年度の状況等についての説明を、先ほどありましたけれども、昨年の広域の理事会の中で報告があったというふうなことで、今年度の事業のタイムスケジュール等については、私のほうではちょっと資料的なものもいただいていないというふうなことでございますので、担当課のまちづくり課長のほうで、もし補足説明があればお願いしたいというふうに思います。

まちづくり課長 ただいまの推進会議につきましては2月20日に行っていまして、その折に首長さんたちがお集まりいただいて、新庄市のほうで懇談会の意見等について整理したものを首長さんたちにやっておりますが、その後の会議の開催経緯はございません。本来であれば、各自治体の予算は12月に決まるものなので、その時期を逸した感があるのかなというふうに思っております。そして、新庄市が中心市宣言都市ですので、中心になっていろいろワーキング部会等について話ししているわけですが、一番最初の計画設定段階で、各分類された事業等についてのワーキング部会を役場それぞれの部署の担当者が出て話し合いをしながら、大体どういうことが連携できるかというふうなものをまとめたものがいわゆるビジョンでありまして、その項目に沿ってどういった形でやるのかというふうなことをワーキング部会ででき上がった分から企画会議、管内の企画課長会議、それから実施に向けて予算がつくかどうかというふうな検討を昨年してきたんですが、全体的な話を担当課長のほうからも伺ってみますと、なかなか進捗状況が思わしくないというふうなのが正直なところです。

今年度、新庄市さんがどういうふうにリーダーシップをとっていくのか、町としては、どういうところで連携をすれば町にとっていいかわりができるのかというふうなことを、与えられたもの、これから申し上げていかなければならないことを整理しておく段階かなという

ふうに考えております。

6番 そうしますと、ここに、答弁書に書いてございます推進協議会の後の各市町村内部での検討、その後のワーキング部会なり企画担当課長の会議というのは全然見えていないと。であれば、この先、全然進んでいかないんじゃないかなと思うんだけど。こういうものがあるって、こういう組織をそれぞれつくったわけですから、それを活用してその中でさまざま検討していかなければ、さまざまなビジョンを掲げても事業は一つ一つ進んでいかないんじゃないかなと思っているんですよ。

これはなぜこんなことになっているのかなというのは、先ほど申し上げましたように、こちらに広域があるから、広域と自立圏構想がごちゃごちゃになって、先ほど町長の答弁にも広域の理事会でそういう報告があったという話でございしますが、そこをすみ分けしないと、せっかくつくったこのビジョン、これが全然生かされないんじゃないかなと。ただ我々が、舟形町が1,500万で、新庄市8,500万をもらうためのただ絵に描いた餅といいますか、ビジョンだけになってしまうんじゃないかなと思うんですよ。せっかくここまで金をかけて、時間をかけてつくったわけですから、それぞれ、新庄が動かないのであれば、舟形から声をかけて何かやりましょうよというような形で引っ張っていかなければ、せっかくのこのビジョンが全然生かされないんじゃないかなと思うんです。

それは、町長が理事会なりに行って各首長さん方に声をかけるのが一番じゃないかなとおるところでございします。

それから、またちょっと話変わりますが、昨日の山新ごらんになったかと思いますが、置賜地区で同じような定住自立圏構想をテーマにした講演会をやっておった記事がございました。その中で、講師の先生から全国の先進地の事例が紹介ありましたが、その中で、この自立圏構想が成功している圏域については、市町村の首長さん方同士が頻繁に集まって、人間関係、信頼関係を築くことが成功につながっているんだよという指摘がございました。

こんなことは当たり前のことかもしれませんが、そのあたり、広域の理事会はいいんですが、この定住自立圏に向けた首長さん方の推進会議、もっと頻繁に開いて、その後のワーキング部会なり企画担当の課長会議に結びつけていく必要があると思うんですが、そのあたり、町長、どうでしょうか。

町長 議員さんご指摘のとおりだというふうに思いますし、一つは、やはり最上広域というある程度しっかりした枠組みが一つあるというのが、逆に言うと、8,500万、1,500万という、そういうお金がもらえるというようなところに、ちょっと財源確保という意味合いになっているというふうなものも事実なのかなというふうに思います。やはりせっかくこういった基本構想、定住自立圏構想をつくっているわけですから、その点については、やはりこの構想の実現に向けての取り組みというふうなことについても私のほうから理事会のほうで申し上げ

ていきたいといふふうに思います。

6番 それでは、答弁書の中でもう一点、お伺いします。

28年度の実施された内容ということで3点ほど書いてございます。目標人口の設定変更と連携事業の事業内容の変更、目標指標の設定の変更、これを28年度でやったよということでございますが、このやった内容についての周知といいますか、それはどのような形で行っておりますか。

町長 周知はまだなされていないというふうに思っております。

6番 なされていないというのは、今後もやらないということなのか。せっかくここまでつくって、みんなが知っているわけですから、せっかくビジョンを掲げて修正したのであれば、その修正した内容を皆さん共有しなければ何も修正した意味もないし、今後の役にも立たないということになるかと思います。そのあたりも含めまして、次の首長さん方の推進会議等々で森町長のほうから進言をしていただいて、よりよいビジョンにつくり上げていかなくてはいけないかなと思っておりますので、そのあたりもあわせてよろしくお願いします。町長の意見、ありますか。

町長 中心市の新庄市が事務局になっているというふうなこともあるんですが、やはり、そこがもっともっと積極的にリーダーシップをとっていただいて、最上地域の定住自立に向けての取り組みでございまして、8市町村が力を合わせて取り組めるようにそういう会議をどんどん開いていただいてというふうなことがあるんですが、やはりなかなか、8市町村それぞれの思惑がありまして、私どもで出している婚活関係の提案とかあるんですが、それぞれその事業に取り組む熱意度が若干ずつ違うというふうなところもあってなかなか進まないというふうなところもあるのかもしれませんが、いずれにしても、先ほど申し上げましたとおり、最上地域の定住自立に向けた取り組みでございまして、それをしっかりとできるように、ただお金をもらえんというふうなことだけではないように、そういうふうに取り組むよう会議の中で進言をしていきたいというふうに思います。

6番 新庄市に任せるんじゃないくて、首長さん方の推進会議が中心となって進めていかなければならないと思っておるところでございまして。

ちょっと、掲げましたビジョンの中で二、三、具体例を挙げまして取り組み状況についてお伺いをしたいと思います。

まず、1点目でございますが、地域医療体制の件でございます。修学制度はスタートいたしました。例の看護師養成機関の件について、今後どのような方向になっていくのか。このビジョンの中でやらないで新庄市がやるのであれば、舟形としての持ち出しといいますか、そのあたりも予想されるのかな、そのあたり、わかる範囲内でよろしくお願いします。

町長 看護師養成機関の設立に関しましては、最上広域として、最上広域の議会、それから理事

会でも一致するというふうなことが残念ながら得られなかったというふうなことで、昨年、専任しておりました看護師養成のための職員も新庄市のほうに引き上げたというふうなことでございまして、今後は、新庄市がまずは単独で看護師養成機関の設立に向けて努力をするというふうなことでございまして、それがめどが立った段階で、そこに参画する、参加する町村を募集するというような形になるようです。そこに参加するか、しないかについては、各町村の町民なり、議会なりと協議を重ねて、そのことについては結論を出していくというふうな形になるようです。

6 番 時間がないので、質問だけにさせていただきます。

次に、軽症救急患者の利用促進と適正受診の勧奨の項目でございしますが、この項目を見ますと、休日及び夜間における初期救急医療の適切な利用に関する普及と啓発ということがございます。啓発についてはどのような形で行っているのか。また、予算にあります3,316万、毎年計上してございますが、これは新庄の夜間休日診療所、この運営費に全部、全て充当しているのか、そのあたりをあわせてお伺いします。

町長 予算に関しまして、夜間診療の医院のほうの運営のために充てているようでございます。

啓発等については、やはり課題がございますし、最上広域の消防本部との連携も含めて検討をしていくというふうなことでありまして、現在、今実施している状況の中での取り組みというふうな形でありまして、それを定住自立圏構想の中に入れ込んでいるというふうなものが今の現状でございます。

6 番 次に、教育関係に対する合同研修の項目でございしますが、特別支援教育に係る指導者育成のための合同研修事業とございます。28年度の取り組み、28年度の計画がございしますが、28年度の研修の実績はございましたら、概要についてお伺いします。

町長 ちょっとその件については資料を持ち合わせておりませんので、後で確認して報告させていただきたいというふうに思います。

6 番 急いで、済みません。

じゃあ、次に、6次産業化の推進の項目で、28年度から計画されております、自立圏構想の中での検討会を実施するというところでございしますが、その検討会の実施した内容についてお伺いします。

町長 会議の詳しい内容まではちょっと把握していないんですが、農林水産部関係の総合支庁を中心とした会議がございまして、その中で、県で進めている6次産業化とあわせて、各町村において推進するようなそういった会議を定住自立圏構想の中での取り組みというふうに行っているかというふうに思います。

6 番 まだまだ細かいところ、お伺いしたいところがあるんですが、今の町長のご答弁を聞きますと、内容は余り報告を受けていないということでございますが、答弁書の中で、先ほど申

し上げました懇談会があって、推進協議会にその報告をしていると。懇談会で詰めておと思うんです、一番下のベースの会議でございますので。そのあたり、推進協議会のほうに報告をした……。2月20日、やっておるので、その具体的な内容は町長のほうに報告行っていると思うんだけど、そこまで行っていないんですか。

町長 大変申しわけないんですが、推進会議での報告というふうなものが、広域の理事会の最後のといいますか、5分ないし10分ぐらいの報告を受ける程度でございまして、詳細についてまでの報告を事務局から受けているというふうなことは、昨年度までの中ではなかったようです。

6番 それでは、定住自立圏構想そのものは、やっぱりペーパーに書いただけであって、7町村が1,500万を5年間もらって、中心都市が8,500万もらうための、単なる構想を描いたようなだけじゃないかなと、今の話を聞きますと。全然話が進んでいないということであれば、本来、これから手間暇かけてやるまでもないんじゃないかなと。そのあたり、今後、広域とこの自立圏構想についてうまくマッチングするような形で進めていかなければ何にもならないんじゃないかなと思っているところでございますので、そのあたりお含みおきいただきまして、今後の推進協議会に向かっていたきたいと思います。

時間ありませんので、一点だけ。ちょっと共生ビジョンから離れますか、新庄最上一体となつての取り組みということで、一つ提案申し上げたいと思いますが。

国宝の縄文の女神、国宝が出土したその土地に国宝の展示施設がないのは、全国で舟形町だけだそうです。縄文の女神の里帰り展とか、前にやりましたが、最初は大変にぎわいましたが、回を重ねるごとに来場数が減りまして、今、立ち消えになってございます。縄文の丘も整備完了したわけでございますので、この国宝を展示できるような施設の検討を近隣の町村と一体になって取り組みができないものか。これこそが地域一体となった定住自立圏に結びつくんじゃないかなと思っておるところでございます。このあたり、町長、お考えがあればお伺いします。

町長 議員さんおっしゃられるとおりでございまして、国宝となった縄文時代の土器・土偶について、出土した市町村にないのは舟形町というふうなご指摘のとおりでございまして、確かにそのときは町の事情等により町で発掘することができなかったというふうなことはあるかもしれませんが、今年度、京都で国宝展があり、また縄文の女神が京都に行くというふうなことで、さらには、来年、日本博がパリであるそうです。それには安倍総理も出席する予定であるんだそうですが、そういった形で素晴らしい海外からの評価も受けているような国宝が、やはり出土した市町村にないというのは、私もやはりいろいろ勉強させていただいて、これはまずいことといいますか、恥ずかしいことなのかなというふうに思っております。

しかしながら、町単独で展示するスペースというふうなもの、学芸員等の経費を考えると厳

しいものがありますので、ぜひ、県のほうの施設として、そういったものを舟形町につくっていただけるというのは非常に重要なことだろうというふうに思います。酒田のほうにクルーズ船が来て、船下りまでは来るんだそうですけれども、それと、月山、湯殿山という出羽三山のほうには来るんですが、そこから内陸に持ってくるためにというふうなことで、やはり新庄まつりもありますけれども、3日間という限定な期間、それを考えていくと、縄文の女神という国宝があることでこちらのほうに寄っていただけるというふうなことも考えられるというふうに思いますので、ぜひ、もう一度、縄文文化を町民みんなで考えていただいて、町の宝、国の宝というものを舟形町に展示できるような、そういう施設をつくっていただけるように要望していきたいなというふうに考えておりますので、その際については、議会のほうからのご協力を賜りますようお願い申し上げたいというふうに思います。

6番 町長のその構想に期待をいたしまして、次の質問に移ります。時間がないので、ちょっと急ぎます。

探知犬の件でございますが、先ほど私が質問で申し上げました、大変共感したと申し上げたのは、この事業に対しまして金山町の町民の方々が非常に喜んでいて。喜んで積極的に参加をしているというところに一番うれしく思ったところでありまして、町の事業は何をするにも町民が喜んで参加するのが一番いいんじゃないかなと。新聞の記事にもございましたが、もっと長生きをしたいとか、絶好の機会だから受診するんだとか、さまざまな意見がございました。ぜひ本町でも実施していただきたいと思っております。答弁の中で、ことしの金山の結果を見ながら検討してまいりたいということでございますが、もう一度、町長のほうからその意気込みについてお伺いをしたいと思います。

町長 金山の取り組みはやっぱり先進的だなというふうに常に思っているところでございまして、ただ、1検体あたり5万円ぐらいかかるというふうなことでございまして、金山町さんは、特別にちょっと1,100万円というふうなことでお安くなっているのかなというふうに思っているところでございます。

何を、先ほど答弁の中でも申し上げましたが、線虫の取り組みというものも九州大学のほうでやっているようです。2020年には日立製作所と連携して、自動化で、今は手ですることによって検査しているんですが、それを自動化で機械でできるようにするのに2020年までかかるというふうなことでございまして、それだと数千円でできるというふうなこともございました。そういったものを定期的に、積極的に取り入れていきたいというふうに思いますが、まずは、本町の検診の受診率が低いので、これをまず一生懸命上げていきたいというふうに思いますし、そういう先駆的な取り組みについても、一生懸命取り組んでまいりたいと思います。

6番 答弁書の中にございました県のがん克服を目指す県条例がございました。これをもとに町民に周知徹底をしていただきまして、舟形町全体としてがんの予防や早期発見の推進に努力

をしていただきたいと思っておるところでございます。終わります。

議長 以上をもって、6番斎藤好彦議員の一般質問を終結いたします。

4番 それでは、私からさきに通告してあります2点の件について一般質問させていただきます。

まず1点目は、「多面的機能支払い協定を町一本化へ」。

旧農地・水・環境保全向上対策にかわり、平成26年度から環境保全型農業直接支払対策になり、集落単位で運営し、多面的機能支払交付金を活用し、農地や農業用施設を管理しています。旧対策がスタートした時点では、取り組まれた組織数と交付額は幾らでしたか。そして、新対策になって2年目の28年に取り組んだ組織と交付金額は幾らでしたか。また、29年度の計画として、取り組む組織、面積、交付予定額、取り組まない集落と理由、28年度の課題について伺います。

集落単位での取り組みでは小規模で高齢化が進むことと、交付金申請などの事務作業の負担により、今後取り組みをやめる集落も出てくると思われます。基盤整備事業が計画されている地域もありますが、農地中間管理事業での集積・集約が進むに当たり、農地所有者が農地に目を向けなくなり、農地維持管理が厳しい状況になってきています。

町全体を一本化の組織にすることで範囲が広くなり、作業計画・資金配分などの合意は簡単ではないと思うが、他の集落のことは知らない、関係ないでは済まされないと思います。町一本化の組織を立ち上げ、農地維持支払いと資源向上支払いを最大に活用する計画と、面積、交付金は幾らになりますか。

現在、組織の中でミドリネットに会計事務を委託している組織もあります。組織の大きな負担となっているのが交付金申請などの事務作業であると思います。このような事業の委託先として農業支援センターを立ち上げ、地域おこし協力隊を募集し、多面的機能支払協定組織の活動計画、事務作業とともに、ふるさと納税の返礼品業務等を担っていただき、農業・農地を守るための実働部隊として活動していくことが町全体の営農発展につながるものと思われます。組織の一本化と農業支援センターを立ち上げることについて、町長の考えを伺います。

2番目に、「日本一の給食食育推進事業について」伺います。

地元農産物等を使った日本一おいしい給食を通じて子供たちに食育を総合的に推進しながら、郷土愛を醸成し、将来、舟形町に住み続ける、または戻ってくる気持ちを創出していくことが理念・目的であるようですが、連携団体と具体的にどのようにして取り組んでいくのか伺います。

町長 それでは、4番佐藤勇議員の「多面的機能支払い協定を町一本化へ」についてのご質問にお答えします。

農地・水・環境保全向上対策事業という名称で平成19年度に制度が始まった時点で取り組ん

だ組織数は24団体、支給された交付金額は2,352万9,000円、翌年、さらに1団体が参加し25団体、2,419万5,000円が交付されています。平成26年度に多面的機能支払交付金事業に変更されて3年目の平成28年度の実績は、取り組んだ組織指数は19団体、交付金額は3,066万4,000円であります。平成29年度に取り組む団体は、前年度から2団体減少し17団体、交付対象総面積は約698ヘクタール、交付予定額2,826万7,000円を予定しています。

平成29年度に取り組まない理由としては、高齢化・転出などによる構成員の減少や構成員からこの活動に対する理解が得られなくなったなどの理由によるものです。

また、平成28年度においての課題でございますが、構成員の減少や各組織における事務局の事務処理の煩雑さなどになります。

さらに、組織を町一本化した場合の最大計画面積は約1,506ヘクタール、最大交付金は、農地維持分が4,516万3,000円、資源向上分が約1,947万4,000円、計6,463万7,000円が試算されます。

多面的機能支払交付金事業の目的は、地域の共同活動によって支えられている農用地、水路、農道などの多面的機能の維持・発揮を図ることです。現在、取り組んでいる組織にあつては、活動計画や収支予算について、個々の組織における合意形成が図られ維持継続されているものと理解しています。また、地域の農地・水路などに精通した地域の方々、農業者などの地域の組織力によって維持されているものであります。

構成員の高齢化や担い手の減少など共通の課題を抱えている中で、全町的な組織として一本化を図ることも一例としてありますが、地域の共同活動や農地所有者の耕作意欲を醸成し、農地の維持管理や荒廃を防止するためにも、現在の地域・組織で維持継続に努めることが先決であると現段階では考えられます。

また、議員が懸念しているとおり、作業計画、資金配分、実績の取りまとめなど困難な点が多く存在し、農業支援センターの立ち上げは時期尚早と判断されるところです。事務処理の煩雑性・複雑性については、例年どおり説明会を開催して、きめ細やかな事務指導に当たっていきます。

今後は、平成30年度に今期計画の満了年となりますので、平成31年度以降も多面的機能支払交付金事業が継続されると想定すれば、満了年が一本化の意向調査を実施するタイミングであること、また、選択肢としては、広域活動組織として、旧小学校区単位、土地改良区・改良組合、水利組合など、活動が一体的に計画できる範囲において段階を踏んで検討することなどが考えられます。

一方、交付金については、交付金事業の目的に沿って活動と会計処理の適正な執行となるよう関係機関から指導要請もありますので、制度解説や留意事項など詳細な説明を今後も十分に行いながら、多面的機能支払交付金事業を活用して、共同活動に取り組んでいただけるよ

う努めてまいります。

次に、「日本一の給食食育推進事業について」お答えいたします。

「日本一の給食食育推進事業」を進めるに当たり、実施検討委員会という組織が中心となり進めていくこととなります。この組織の構成員は小中学校の教頭先生、小学校栄養教諭、中学校給食主任教諭、ほほえみ保育園栄養士、JA新庄もがみ、もがみ南部商工会舟形支部、大場惣吉商店、地域おこし協力隊、役場農業振興課、教育課であり、ここで月ごとの旬な食材やその供給体制を協議し、これを積み上げ年間実施計画を作成します。

次に、この検討委員会で協議された月ごとの計画に基づき、生産者や生産部会、そして、JA新庄もがみ等、実際に食材を扱う方々、つまり、食材供給関係者と具体的な協議を行い、生産、供給が可能かどうか確認をします。

また、この食材供給者会議の結果を受けて、献立検討委員会で実際に何日にどのような形で給食に出すことが可能かを決定します。

そして、最後に、献立に基づき、日時と数量を食材提供者に連絡をします。

このとき、もし可能であれば生産者も一緒に給食を食べてもらいますが、ランチルームには地域と連携した給食であることを子供たちに知ってもらうために、生産者の顔や圃場、収穫状況等の写真やその食材の特徴、生産者の思い等を示したポスターの掲示も行っています。

これら一連の流れは既に5月から実施しており、5月17日にはアスパラガスの生産部会にお願いし、朝採りのアスパラガスを給食に提供しました。さらに、6月6日には、ニラの生産部会にお願いし、朝取りのニラを給食の食材として提供し、それぞれの生産部会の方々から一緒に給食を食べていただき、子供たちと歓談しながら楽しい給食の時間を過ごしました。

米についても、米以外の農作物と同様に、地域で給食を支えているということを知ってもらうよう、顔の見える生産供給体制を行います。5月26日に町広報誌と一緒に配布したチラシで既にお知らせしていますが、子供たちに自慢の米を食べていただきたいと思っている生産者を募集しました。

さらに、年間を通じて舟形町の農作物等を食べてもらえるよう、加工品も給食の食材として使うことを考えており、町内の加工所とも農作物等と同様な形で連携を図れるよう進めています。

このほか、事業の連携者として保護者も想定しています。

日本一の給食食育推進事業の取り組み内容を少しでも多くの方に知ってもらうよう、給食参観の回数をふやし、地域で支える給食の仕組み、さらには、生産者の思いを知ることによって学校だけではなく、家庭からも地産地消の実践者をふやしたいと考えています。直近の給食参観は6月16日であり、このときは「めがみちゃん給食」と称して、可能な限り舟形町の食材を使った給食を行います。

今年度の「日本一の給食食育推進事業」は、このように、今できることを積み上げながらの実践であり、食材については、提供できるものから献立を考えるというスタイルですが、将来的には献立に合わせた食材の供給、つまり年間を通じて必要な食材の生産をできる人を募って、地域が学校給食をより強い形で支援するスタイルを構築したいと考えています。

さらに、一流のプロの調理師が指導した給食や、町の食改の方々の協力を得て郷土料理を生かした給食等、新しいおいしさを子供たちに提供して、食べることに興味を深めてもらいたいと考えています。

「日本一の給食食育推進事業」は、このように町民全員で給食を支え、町の宝である子供たちを支え、そして、育て、子供たちに愛郷心を醸成していこうという事業でありますので、今後はより多くの方からご理解とご協力を得られるよう、情報提供を行いながら、生産と供給の仕組みづくりとおいしい給食の提供を進めていきたいと考えています。

4番 それでは、再質問をさせていただきます。

道を外れないように再質問したいと思いますけれども、現在の舟形町の農家戸数並びに中間管理機構が現在あるわけですが、賃貸借、要するに農家の出し手等があって、かなりの集積になっておるかと思います。農家戸数と農地を持つての方の戸数の数字をお聞きしたいと思います。

町長 数字等については、農業振興課長のほうより答弁させていただきたいというふうに思います。

農業振興課長 まず、農家戸数でございますけれども、2015農業センサス、このデータで報告させていただきます。農業経営体の戸数ということで446経営体でございます。それから、農地を取得している戸数でございますけれども、これは農家台帳、このシステムによりますデータでございますけれども、915戸というふうなデータでございます。以上です。

4番 今の数字を見るからにしてもわかるとおり、基幹産業であると言われているような農業でありますけれども、実質的には四百四、五十戸の方が、細目書上で言うと、もう少し、販売農家等々もいるので若干多いかなと思いますけれども、いかんせん、半数なわけです、所有者よりも。見るからに、維持管理が急激に集積された方・地域に限定されて、少数の人間で管理していかなければならないということになっています。初年度は24、25団体、今年度取り組む団体については17団体というわけです。昨年度からも2団体、今年度減るというような形の中で、今回とりやめようかなと思っている、今回、町内会長も傍聴に来ておられますけれども、そういうような中で、町長、こういうふうに取り組みをやめることについて、集積されて大変な状況になっていることを勘案しながら、この取り組みをやめることについての町長の考えを伺います。

町長 一つは、多面的機能支払交付金事業の本来の趣旨というものを理解していただいて、その

地域がそれを取り組むか、取り組まないかというふうなことでございますので、残念ながら、取り組みができないというふうなことになるれば、それは大変残念なことではあります、強制的にそれを町としてするというふうなことはできないというふうに思いますし、また、いろいろな形の中で、啓蒙、啓発をしながら、さらにもう一度取り組んでいただけるような仕組みづくりというものを考えていかなければいけないというふうに考えております。

4番 これが多面的機能支払いとなっている中で、今まで直接支払いの中山間とこの事業とは2分になっているわけです。中山間の中で、前に国のほうから監査委員が来たときの指摘の中でこういうことがありました。「土地改良区費に、中山間費を充ててもいいんですよ。舟形町さんは何でそれに使わないの」、というような見解がありました。「山形県だけです」みたいな形で言われたそうです。要するに、国・県・町での対応する職員の事業を理解する中身がずれている部分があるんです。今回のこの事業についても、理解力の違いによって取り組みづらさが出てくる面がすごく感じております。現に、実際今取り組んでいる取り組む姿が、私は違うような感じがしております。そういうところをもっと掘り下げて、実際の取り組みに合わせた形をもっと推進しながら取り組むべきだと思いますけれども、これについてどう思いますか。

町長 具体的な違うというところをご指摘なかったので、なかなかコメントしづらいんですが、基本的には、やはり県の段階でのしんしゃくの仕方というものも確かにあるかと思います。やはり、どちらかといえば山形県は受益者側といいますか、そちら側ではなくて、国側のほうの考え方によるところが多いのかなというふうに私も職員時代から考えておりましたので、そういったところについてご指摘があれば、県のほうにもいろいろな他県の状況とかを話をしながら、少しでも緩和して、いろいろな取り組みができるよう、そして、先ほど言った、やめた団体についても取り組めるように考えていきたいというふうに思います。

4番 平成30年を時期にして、30年問題というような形の中で言われています減反廃止政策等、直接支払交付金等の廃止等々がありながら、農業経営基盤がどういうふうになくなっていくかということがあろうかと思いますが、2年前のちょうど6月定例会で、減反政策問題についての中で多面的機能を一本化にするべきだということを質問いたしました。町長は、前町長ですが、その後に、担当職員等々などが先進事例も確かに言った覚えがあります。その中で、そういうところの状況を視察するなり、検討するなり、資料を集めて検討されたのかを伺います。

町長 その点については、私職員時代もご指摘を受けたこともありまして、新潟県の見附市等々の状況をもらいながら、それで班の中での協議というふうなことをした経過がございます。やはり、その中でいくと、平野部であったり、土地改良区等の水係とか、そういう体制的に

非常に分類しやすいといえますか、そういうところでありまして、逆に言うと、新潟県の中でも、中山間部、山側のほうのというのはなかなかそういうふうになっていないところもございます。やはり、そこら辺はその地域、地域に合った取り組みをせざるを得ないのかなというふうに思っているところです。

議員ご指摘の一本化というのは、国の目指すところでもあるというふうに思いますし、ただ、今、平成19年から10年経過してきているそれぞれの団体の歴史もあるというふうなことの中で、今すぐにというふうなものは、答弁の中でも申し上げたところ、難しいのではないかとこのように思います。いずれこういうことができなくなってきたときに、新たな構築策としてそれが必要なのではないかとこのように思いますので、今のところ、状況を見守るしかないというふうに私のほうでは考えているところでございます。

4番 私のところ、沖の原地区は、今圃場整備を計画して、今年度から県のほうに申請をしております。圃場整備したとて、農地の維持管理は永遠と続きます。先代、昔の大変だった機械のない時代の開拓された農地を我々が守っていくことは義務だと思います。それに国が制度をつくって資金をやるというのです。町でも、新しい事業として50万円の予算で新規就農者を支援する事業を立ち上げて、スタートアップ、あるわけですがけれども、これは単独で支えるという意味です。けれども、国が支えようとしている資金を使わないという手は全くないと思います。ここに数字があるように、最大限1,500町歩、最大限に活用すれば6,500万、それはかなり厳しいと思います。1,500町歩のうちの2割近くは農地じゃない姿になっているのが現状だと思います。そういうところも整備しなければいけないだろうけれども、この6,500万の数字を糧にして、例えば1割を事務職員費として充てるとか、600万であれば2人ほど雇えると思います。3割から4割を資材費に充てる。要するに延命措置したり、資材を使って農道・農地を守るわけです。残りの6割ないし5割を作業員として働いてくれた人に実際に賃金を払うわけです。6割であれば、延べ人数で割り算すると、自給800円で単純に割り算すれば6,000日です。延べで6,000人です。5割であれば、計算間違っていなければ5,000日です。5,000人の雇用が生まれるんです。国がそれを制度でちゃんとやるから頑張れよというふうに言っているわけです。

もう一度、広域の取り組みに関して、町長、現在、今の思い、ここの答えでは時期尚早という言葉がありますけれども、私は遅過ぎると思っています。

5月の新聞に山口県のある町が一体化に取り組んでいると。確かにそこも大変高齢化が進み構成員が少なくなり、事務が、要するに会計処理、申請が一番面倒だと。だから、やめる組織が多くて、だけれども、制度を利用するには広域でやるしかない。そういうふうに立ち上がったところが数多く今出てきているわけです。

舟形町では、第1・第2・第3・第4町内会がおそらく連携して取り組んでいると思います

けれども、改めて広域化についての考えを。

町長 新潟県内の一本化したところの問題点もちょっと整理をさせていただきますと、やはり、作業計画なり、それから資金計画、そういったものが思うように、今までどおりにならないというふうなことでの不満というものがその団体といいますか、保全会の中に出てきているというふうなこともあって、いろいろの問題も生じてきているというものも一つあるようです。ですから、一本化するにしましても、かなり皆様方、今までの19、今回は17団体になるんですが、17団体の保全会の皆さんとよく話をしないと、このことについては確にお金の面はもったいないというふうなことはあるんですけれども、お金の面以上に、やはり地域の方々がこの事業の趣旨を理解していただいて、それでもというふうなことで総意形成がなされないといけないのかというふうに思います。

ただ、かといって、その基本となる考え方は私も間違っていないというふうに思いますので、その方向は保ちつつも、ただ、一気にこれをするというのはかなり無理があるのかなというふうに思います。特に舟形保全会の状況を見ますと、かなり内部の中でいろいろなことがあるようでございますので、決して、ちょっとうまくいっている例として取り上げることができないような状況でもありますので、ぜひ、ここら辺については、30年の新しい取り組みに向けての中で皆さんで話をしていただいて、ぜひ進めていく方向では持ちながらも、よく話をさせていただくようにしていきたいというふうに考えております。

4番 考える目線が私と全く逆なのかなというふうな思いがあります。17団体を継続していく方向性に持っていくというのは、それは地域で継続していきますよ。私が言いたいのは、取り組みない地域の方々が、会計処理や事務をやってくれる方がいることによって、じゃあ、計画に対してちゃんと活動して維持をしていけるというやり方、今、17団体のほかのものに目を向けるべきじゃないですか。私はそういう意味で質問しているんです。今の団体は、町がかもうがかまないが、やっていきますよ。やっていかないところは一つずつ手を下げるだけです。下げていっても、町では下げたところは知らないふりして、残ったところだけの維持を継続支援、支えていきますということ、答えですよ。それは違いませんか。

その中で、見方としては、やっぱり全体を見る。どうしても少数の地域、戸数の少ない地域の方々が取り組みなくて、結局、「いいわ、やめる。されないわ」という形になるわけです。そういうところをしっかりと支えることが必要だと思います。

町長 決して、17団体にこだわるわけではございませんでしたが、ただ、今、17団体についてもどこまで継続されるかというのは私はわからないというふうに思っていることもあって、そのように申し上げたんですが、新たにというふうなところでいくと、やはり地域の理解をするというふうなこと、当然、17団体の中での交付金については、少額なものがあるというふうなところだというとも聞いておりますので、その中で集めた段階で、それほど支援セ

ンターというふうなことで人を雇ってまでの交付金事業ができるのかどうか。17団体は17団体でそのままで、その他の部分のところを集めて支援センターをつくるというのも、これも難しいというふうに思います。つくるとすれば舟形町一本化の中での取り組みというふうなものがやはり正解だというふうに思いますので、そうした場合について、なかなか難しいのではないかとこのように申し上げたところでございました。

4番 臨時職員を当てて営農相談室があるわけです。そういう方とともに、営農指導員も定期的をお願いしている方もいると思います。それと同時に、農地・水であったり、ふるさと納税返礼品に米とかという形、いろいろな形で、きのう、舟形町の米は、はえぬきはほかとは違うんだと、町長、きのう、強くおっしゃられていました。そういう問題を含めて、農業全般的なものをしっかり支えていく支援センターを立てて、そこで事務をしてくれることによって、こういう国の制度を、事業を実施するものには取り組めると。だけれども、会計があるから取り組まないんだというところがやめる一番の理由だと思うんですよ。ぜひ、そこら辺をやっていただきたいのです。そういうような形で、ぜひ、31年度をめどに第3期事業に入るところにやっていくというのではなくて、そのときにスタートできるように、1年でも1日でも早く、町全体がこれでカバーして維持管理できるような体制をつくっていただきたいと思いますので、検討をしっかりとやっていただきたいと思います。

時間がないので、日本一の給食食育事業について伺いますけれども、私から見ると、この事業の建前は、客観的に見た目がいい食育事業というふうにしか見えません。子供たちはおいしくつくっていただいたものを食べるだけなんですか。

町長 それも大変重要なことだというふうに思っておりますので。一つは、やはり食べるということが、重要性がありますので、やっぱり食べたもので体がつくられるわけですから、そのことについて、ただ栄養学的なところとかということだけではなくて、しっかりとおいしいものを食べるというふうなことが大事なところというふうに思っているところです。

議員おっしゃられるのは、子供たちに農産物を育てながらというふうなところの意味合いも多くあるのかなというふうには思いますけれども、まずは、そういったことも考える、大きな中では一つあるんだというふうに思いますが、まず、何に取り組まなければいけないかというふうに考えたときには、まず、今の段階でおいしいものを出させる。その中で、食育というふうな部分もありますので、あと地産地消という考え方の中で舟形の安全安心なおいしい食材を使った給食を出すこと、さらには、郷土料理等のもの、それから、本格的な日本料理であったり、フランス料理であったり、イタリア料理であったりというようなものが給食の中で出てきたら、子供たちは大変喜ぶんだろうというふうに思っています。そういったものが提供できるようにというふうなことで考えております。

ただ、なかなか給食の壁が大変高くて、給食の調理師さん以外に給食室に入れないとか、な

かなかよそから来て給食をつくるというのもまずいというふうなことでもございますし、加工品等についても、舟形マッシュルームの例えばコロケとかいろいろなものが開発されてきておるんですが、なかなかそういったものも、提供するにもいろいろ壁があるようです。そういったものを一つ一つクリアしながら、こういったものが子供たちに提供できるのかどうかといったところを勉強させていきながら、本来は、初年度からどんどんそれをやっていくたかったんですが、なかなか、先ほど申し上げましたとおり、壁が高くて難しいというふうなことでもございますので、何とか少しずつでも子供たちにおいしい給食を、保育園、小学校、中学校の段階で食べさせていきたいというふうに考えているところでございます。

4番 前に、これも質問をしたときに出した言葉ですけれども、喜多方市のほうで、しっかり子供たちの農業教育といいますか、取り組んでいるものがあります。教育長にも前にも言いましたけれども、喜多方市小学校農業科というものです。必修科目ですけれども、こういうふうな100ページにわたるちゃんとした冊子をつくって、喜多方市の17校の学校で全てが取り組んでいるわけです。

要するに、郷土愛、ここに理念としてうたわれているものを目指すのであれば、おいしいものを提供するだけが日本一の食育ではないと思います。やはり育てる、生き物の命をいただくことによって自分の命になるということをしっかり学ばせてこそ、日本一の給食だというふうに私は確信します。協働の原理、連携を持てば、地域の方、スタートアップ農業で支える方々も含めて、地域の方とともに子供たちが農地で農産物を育てる。学校でいえばトライワークがあります。7月に3日間の予定で、各方面、企業体に行ってやるわけです。今、五橋中学の生徒が田植えに来るけれども、舟形中学校の生徒はそういう学ぶ場はあるでしょうか、ないでしょう。そこを教育ゾーンで今目指すところに一角をつくって、地域の人などと一緒に、ともに農産物をつくりながらそれを自分たちで食べると、安全安心なものを。今、GAPという言葉がすごく取り出されております。安全安心、オリンピックに向けての日本の食の危なさというわけじゃないですけれども、要するに、さきに言った農地の維持管理と食育、これは共通しているんです。要するに、おいしい舟形のはえぬきを、どこかからも負けたくないようなものを提供したい町長であれば、今、舟形町の農地は春から秋まで除草剤で畔が真っ赤になっている圃場がたくさんあります。そういう意味でも、ぜひ、ちょっとGAPというものを理解していただきながら、今後、農地維持管理並びに食育について、日本一の給食を目指すためにも、今、二つの質問をしましたけれども、これをつなげて考えていただきたいと思います。

改めて、小学校、中学校がともに農地で農産物を地域の方と生産をしながら学ぶことについて伺います。

議長 簡潔に願います。

町長 日本一のおいしい給食食育事業で全てができるわけではございませんので、まずはその取り組みの中で発生していく教育目標だというふうに捉えております。やはり、基本は、まず、その日本一のおいしい給食食育事業をしっかりとしたものにする。それから派生してきて、先ほど言った農業学習というふうなものがつながっていくというふうに思っておりますので、それらを両方を一気にするというのはかなり難しいものもございますので、順次、教育委員会のほうと相談して進めさせていただきたいというふうに思います。

議長 以上をもって、4番佐藤勇議員の一般質問を終結いたします。

本日の日程はこれをもって全部終了いたしました。

あすは午前10時より再開をいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時22分 散会

平成 29 年 6 月 8 日（木曜日）

第 2 回舟形町議会定例会会議録

（第 3 日目）

平成29年舟形町議会第2回定例会第3日目

平成29年6月8日（木）

出席議員（10名）

1番 伊藤 欽一	6番 斎藤 好彦
2番 小国 浩文	7番 佐藤 広幸
3番 石山 和春	8番 加藤 憲彦
4番 佐藤 勇	9番 叶内 富夫
5番 奥山 謙三	10番 八 敏 太

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長 森 富 広	農 業 振 興 課 長 沼 澤 一 征
副 町 長 酒 井 雅 彦	教 育 長 齊 藤 涉
会 計 管 理 者 須 貝 孝 子	教 育 課 長 八 敏 照 光
総 務 課 長 中 山 進	農 業 委 員 会 会 長 加 藤 嘉 久
まちづくり課長 伊藤 幸一	農業委員会事務局長 小 野 芳 喜
健康福祉課長 叶内 範夫	代 表 監 査 委 員 渡 邊 敬 子
住民税務課長 伊藤 誠 宏	監 査 事 務 局 長 斉 藤 洋 一
地 域 整 備 課 長 伊 藤 武 美	選挙管理委員会書記長 中 山 進

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 斉 藤 洋 一	係 長 石 川 忍
---------------------	-----------

議事日程

- 日程第1 諮問第2号 平成28年度株式会社舟形町振興公社経営状況の報告について
- 日程第2 議案第42号 平成29年度舟形町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第3 議案第43号 平成29年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1号）について
- 日程第4 発議第3号 舟形町議会改革特別委員会の設置
- 日程第5 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時02分 開会

議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。

ただいまから3日目の回定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 報告第2号 平成28年度株式会社舟形町振興公社経営状況の報告について

議長 日程第1 報告第2号 平成28年度株式会社舟形町振興公社経営状況の報告についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

まちづくり課長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。

3番 先日、振興公社の経営状況に関する資料というふうなものをいただいたんですけども、この資料の内容についてちょっとお伺いいたします。

温泉の売り上げが非常に低迷している中で、入浴、商品の売り上げ、手数料、あるいは雑収入というふうなところが軒並み前年割れというふうなことになっている中で、唯一健闘しているのが、食堂がプラスの112万というふうに健闘しております。そして、この食堂で一番多いのが10月の76万1,516円のプラスと、昨年対比で。こういうふうになっておりますけれども、これは10月に何か特別なことがあったのかどうか、お伺いいたします。

まちづくり課長 食堂関係のプラスにつきましては、およそ日中の食事というふうなことではなくて、宴会関係で使っている方々が多くなっているということです。10月というふうなことでございますが、10月については、行事報告から申し上げますと、若あゆグランドゴルフ大会、日曜日ごと、店頭販売ということもあるんですけども、あと、お客様感謝デーもしております。あと、新庄市の味覚まつりに温泉の食材をもって出店しているというふうな、温泉だけではなくて、温泉の食堂の食材を持って行って販売している部分もございますので、その分も含めてのというふうになっております。

3番 いずれにしてもプラスになると、前年対比でプラスになるというふうなことは非常にいいことだなというふうに思います。温泉の利用人数ですけども、10月が76万のプラスですけども、利用人数でいきますと8月が1万4,373人と、10月に比べて2,700人多いわけです。これから見れば、8月がまだまだ食堂の売り上げも伸びていいのかなというふうに思うんですけども、どのように考えているのでしょうか。

まちづくり課長 先ほど申し上げましたように、宴会での利用というふうなことで食堂関係の売り上げが伸びておりまして、入浴利用の方々が食事関係、食堂関係と直に結びついているかという、なかなかそうはいっていないというふうな状況ではないかなというふうに考えて

おります。

議長 ほかにありませんか。

6番 ちょっと確認をします。

まず、1点目でございますが、5ページの貸借対照表の資産の部の棚卸しが555万2,316円ございますが、隣の損益計算書の売り上げの中段期末での棚卸し459万7,103円、この差は何なんでしょうか。

まちづくり課長 ちょっと、確認で、済みません。7ページと6ページですよ。

6番 はい。済みません。6ページのバランスシートの棚卸資産、5,552,316ございますね、これと損益計算書の中ほどにあります売上原価の下、棚卸高4,597,103、この数字の差です。

まちづくり課長 7ページの商品の棚卸しにつきましては、商品換算での棚卸しになってございまして、555万2,316円については、その商品とプラス貯蔵品というふうな繰り越しの物品等が入ってございまして、その分を含めましての財産としてここで初めて換算して貸借対照表のほうに計上させていただいております。

6番 今、貯蔵品という話がございましたが、前回、昨年度、ちょっと私が申し上げて、棚卸しと貯蔵品の違いは何なんだと言ったら、同じですよという話がございました。昨年の前期の報告書を見ていただきますと、貸借対照表で、昨年の数字でございますが、完成品で360万5,280円、この数字が損益計算書の棚卸しと数字合っているんですけども、その貯蔵品というのはどういうふうに見ればいいのか。

まちづくり課長 貯蔵品については、例えば消耗品を、トイレットペーパーとか購入するわけですけども、まとめ買いをすると。その余った分の換算というふうなことでここでは95万5,213円の差額であるんですけども、こちらのほうの損益計算書のほうには、あとは温泉並びに加工所のほうには貯蔵品の計上がないというふうな計算、貸借対照表の違いがあります。

6番 であれば、昨年とまた書き方、見せ方が違っているようですが、昨年のように、完成品、いわゆる棚卸し額、そして、その下に別枠で貯蔵品ということで、別枠にしなければその在庫とこちらの損益計算書の棚卸しの額は合わなくなっているんじゃないですか。

まちづくり課長 6番議員のおっしゃるとおりです。今回、ちょっと私も、済みません、なんですけれども、貯蔵品について、この差額あるというふうなことで、販売費及び一般管理費の中での捉え方が、商品としての棚卸資産額が出るんですが、貯蔵品の計算分が加算になっていないというふうなことで、貸借対照表の財産の資産というふうなところにはその残っている物品の金額が計上になっていると。ただ、それが先ほど申し上げましたように、収支、もしくは損益計算書の中には貯蔵品が計上されていないというふうな状況になっています。

議長 ほかにありませんか。

6番 誰もないようなので、数字です。

きのうも申し上げましたが、もう1カ所、さっき、ずらずらと課長が読み上げましたが、11ページの温泉・コテージの収支の前年度差額のトータル、これじゃ、合わないですよ。さっき課長がずっと流してしまったようだけれども。前年度差額が3,187,613ですが、三角の。この数字というのは、上を見てもらうとわかるように、荷造り運賃、これは差額出ていますよね、2万7,000何がし。これ、なしで足しても合うわけないんじゃないですか、これは。数字の違いです。

議長 暫時休憩します。

午前10時37分 休憩

午前10時39分 再開

議長 再開します。

まちづくり課長 大変申しわけございません。記入漏れでございました。失礼しました。

6番 よく見ていただきたいと思います。

じゃあ、質問変えます。

8ページの一般管理費でございますが、ここに給料手当がございます。3,543万7,531円、この内訳、後ろの11ページ、12ページのそれぞれ事業所ごとの給与とは合わないんでしょうかね。税とか、それは関係ないですよ。

まちづくり課長 これにつきましては、給料の中に通勤手当がございます。通勤手当の中に、課税の部分と、課税になる方とならない部分がございます、ここで6万4,000円ほど金額が違う、その違いについては通勤手当での課税・非課税の分の違いでございます。

6番 わかりました。

じゃあ、それはいいです。

じゃあ、立ったついでに、その給料、8ページの今言った給料手当の下の「法定」の「テイ」が違います。そのほかは、税抜き、事業所ごとのトータルと合わないのは、消費税分だけと、今言った課税部分とか、そういうものですよね。合うもの、合わないもの、消費税からないものあるわけでございますが、わかりました。

まちづくり課長 済みません。ちょっとふなれでチェックの仕方がまずかったようです。以後、気をつけたいと思います。どうも失礼しました。

議長 8ページの字区の訂正もするんでしょう。

まちづくり課長 訂正したものを後で差しかえさせていただきます。

7番 それでは、12ページ、もう一カ所、漢字の訂正をお願いしたいところがございますので。

支出の保険料、下から10段目ぐらい、保険料ありますね、損害保険の「ケン」、これ間違っ

ていますから。それが質問じゃないです。

4万2,000円ほど損害保険というものが掛かっておるようではすけれども、規模からすると、損害保険料が何か少ないように感じるわけではすけれども、どの部分に関して掛けている損害保険なのか、質問いたします。

まちづくり課長 ちょっと詳しくはお答え、ちょっと知識的にないんですけれども、通常であれば温泉の振興公社のほうで業務の際に加害者というふうになった際の保障というふうに考えるのが当然なんですけれども、営業中、営業活動での損害を与えた場合の保険というふうに考えております。

7番 ちょっと詳しくわからないようなので、再質問しても、ちょっと詳しくわからない中での答弁かもしれませんけれども、例えば食品を扱って、つくっているわけではすけれども、その食品を食べたがゆえに起こった事故に対しての損害なのか、あるいはそこで働いている物、冷蔵庫とか、そういった物品が破損したときとか、それによって事故が起きたときの損害なのか、ちょっとわからない。金額が少ないので、どういう損害を掛けているのかなと。ちなみに、コテージのほうは40数万円ほどの損害保険を掛けているようですので、規模からすると十分な損害保険等が掛かっているのかなというふうに思います。その意味合いからすると、加工所支出の中の損害保険料が随分少ないように感じるものですから、正確にわかった時点で、どういった保険を掛けているのか、答弁していただきたい。今わからなければ、正確なものを示してもらいたいということです。

議長 暫時休憩します。

午前10時44分 休憩

午前10時45分 再開

議長 会議を再開します。

10時55分まで休憩します。

午前10時45分 休憩

午前10時50分 再開

議長 それでは、会議を再開します。

まちづくり課長 それでは、保険の内容というふうなことでございますが、先ほどのやっぱり傷害保険の「ケン」の字、訂正させていただきます。内容ではすけれども、これにつきましては、加工所での例えば食品に対する異物混入とか、食中毒とかというふうなものに対する保障のための保険でございます。それと、職員の損害保険の分も入ってございます。

7番 随分安い金額で保障していただいているなという気はするんですけれども。例えば食べた

場合に相手に損害を与えてしまったという部分に関して、どのぐらいの保障が、そこは重要じゃないかなと思うんですけれども。プラス職員のあれも入っているということでしょう。そうしたら、やっぱりこの保障内容というのは、ちょっと2つ入っていてこの金額となると、保障内容というのは気になってくるところですけれども。

まちづくり課長 どうも済みませんでした。保障額につきましてはちょっとあれですけれども、掛金につきましては、売り上げに対しての掛金になるというふうな商品のようです。

議長 ほかにありませんか。（「3回目か」の声あり）3回になったよ。

6番 じゃあ、今の佐藤さんの保険の下、クリーニングとNHK、数字がないので消してください。

先ほどの棚卸資産でございますが、前期と比べますと、貯蔵品も加味しても130万ほどふえてございます。この内容と、その在庫なんですけど、加工所と温泉を見ますと、加工所のほうで発生するわけでございますが、前年と比較して60万ほどしかふえていませんが、全体で130万ふえている差というのは、何をみればよろしいんですか。

まちづくり課長 まず、1つ目の棚卸しの計が合わないというお話でした。先ほど、私ご説明申し上げました商品の卸し部分の金額が、損益計算書の中で459万7,103円というふうになってございます。そして、貯蔵品については、損益計算書のほうには加味されておらず、なおかつ、収支の実績のほうにも加味されていないというふうに説明申し上げまして、ただし、貸借対照表のほうで、資産の部として、資産として貯蔵品も含めた内容になっていますというふうにご理解いただければなというふうに思います。

6番 それはさっきわかったの。だから、貸借対照表の5,552,316と、こちらの損益計算書の4,597,103の差額95万5,213円は貯蔵品だということなんでしょう。それはそれでいいんですよ。ただ、全体として棚卸しはふえていますよね、額的に。昨年と比べれば、昨年度の貯蔵品云々と課長がおっしゃるので、55万5,600円ございます、貯蔵品。それを加味しても、550何がし、差額とすれば130万ほど昨年度よりふえているので、何でこんなにふえてしまったのかと、そこを聞きたいだけです。

まちづくり課長 在庫品の増につきましてはですけども、加工所のほうで平成27年度末に鮎御飯の製造をお願いして、その分、95万ほどかかってございます。その分がまだ販売に回っておらず、保管しているというふうな状況がここに出てきているのかなというふうに推察されます。

6番 よくわかりました。やっぱり差額が90近い数字なので、その分だと思いますが、その在庫になった部分についての消費といいますか、販売の見込みといいますか、そのあたりは立っておるのでしょうか。

まちづくり課長 販売、販路拡大につきましては、昨年度、ここには人件費として出てきており

ませんが、協力隊の、昨年いろいろと販路拡大にご尽力いただいて、その販路も確保していただいているというふうに聞いておりますので、そこを利用しながら販路拡大に利用していきたいというふうに考えています。

議長 ほかにありませんか。

3番 加工所の運営状況についてお伺いします。

今も在庫についてのお話出ましたけれども、昨年度と比べますと、加工所で66万6,000円の在庫が多くなっています。売り上げが177万ふえたとはいえ、仕入れが138万ふえているというふうなことで66万の在庫になっているというふうなことだと思うんですけども、この在庫卸しというのはいないんですか。

まちづくり課長 基本的には、消費期限、賞味期限過ぎれば市場には出せないというふうな状況になるんですが、今現在、昨年も鮎御飯ございますが、昨年発注分についてはそういった話は聞いておりませんで、今回、先ほど申し上げました3月に発注しました95万分の鮎御飯、5,000個あるんですけども、これはこれから、先ほど、販路拡大等努力しまして消費するようにしていきたいと思います。もし、消費期限が過ぎていたとすれば、食品ロスというふうなほうに回っていくことになるかと思います。

3番 そうすると、在庫卸しというのは今のところはゼロだという考えでよろしいんですか。商品は、やっぱり食品なんていうのは、結局、在庫すれば、冷凍しようが、冷蔵しようが、絶対によくないわけです。必ず品質は低下するし、劣化するのは間違いないんですけども、それでも在庫はゼロだと、今のところは。というふうなことでよろしいんですね。

まちづくり課長 食品ロスにならないように努力してまいりたいというふうに思います。

3番 これだけ売り上げが少し伸びて、在庫がこれだけふえるというふうなことは、利益率が完全に下がるんだろうと。3月の一般質問のときに50%の利益をとるんだというふうなことでしたけれども、今、こうやって見ますと、単純にこの棒グラフの数字を見ますと、単純に計算しましても粗利は39.5しか出ていないんですね。利益が出なかったら、当然、収入がふえないわけですよ。そうした場合に、この仕入れ額というのは多過ぎるんじゃないかなというふうに私感じるんですけども、その辺はどう考えていらっしゃるでしょうか。

まちづくり課長 5番議員のご指摘ですけども、最初に、先ほど説明申し上げたときに、やはり売り上げと経費等々を比較しながら見ていくと、1カ月分で見えていくというふうに説明させていただいたんですが、やはり120万ほど、月にしてというふうな中で、経費が150万かかっていて毎月20万ずつ減になっているというふうなことで、そもそも加工品の貯蔵の仕方等々のタイミング等もございしますが、やはり無駄にならないように売るという以前に大きな課題があるのかなというふうにもちょっと考えておりますので、その辺の食品の安全管理というふうなことも踏まえ、かつ、今ご指摘いただきましたように、仕入れについても考

えなくてはいけないんじゃないですかというふうなご質問だと思うんですか、確かに売り上げと仕入れの、そのもうけ等々について考えていくとやっぱり抜本的な見直しが必要なのかなというふうに考えております。

議長 ほかにありませんか。

7番 それでは、全協で示されたこの資料をもとに質問させていただきますけれども、「この」と言ってもわからないですね。3枚綴りのたくさんある表の、3ページ目の加工所の運営状況についてというものがあるんですけれども、私が見る限り、町の補助金、おとし720万あったところを去年は550万、そこで収入がまずとんとんぐらいにしているという中で、先ほど3番議員がおっしゃったところの仕入れの、何か、材料費が高騰しているというような説明もございましたし、私は、私が見る限り、頑張っているのではないかなというふうには見えます。その中で、1ページ前の2ページの中で、具体的な取り組みというところが、やっぱり私も重要なだろうなというふうに考えています。その一番最初の入浴者数の増を見込むために、町民の利用を促進していくべきだと。そこに目をつけていただいたところが、すごく私はポイントだろうなというふうに思うんです。ということで、社長にお伺いしますけれども、その町民の利用を促進、ことし、するという、その部分のてこ入れ策というものをどういうふうに考えているのかなというふうに質問いたします。

副町長 今ご指摘いただきましたように、町民の利用率ということで、今年度、ことしの1月の1週間とらせていただいたところ、町民の利用率が27.8%ということですからかなり低いと。多分年間を通して見れば、町外のお客さんが多いので、多分4分の1以下なのかなというところもあり、そういう意味で、町民の利用というのは一番の課題かなというふうに思っているところでございます。

そういったところもございましたので、昨年度、1月ぐらいからになりますけれども、できることはやってみようということで、例えば平日のお得な宿泊プランとか、あと、食堂部門では、鍋まつりとか、カレーフェア、パスタフェアなど、あと、お昼に限りましてはお弁当のバックということで、お花見バックとかそういった季節ごとの商品というものをつくって売っているところでございます。あと、そのほか、12月からになりますけれども、パステルアートとか、アロマワックスバーとかそういった、少人数なんですけれども、そういった教室なんかも開催をして少しでも町民の方から来ていただけるようにということでやってはおるんですけれども、何分、周知がなかなかうまくいっていないというのが一番の課題で、知っていただくにはまだちょっと時間がかかっているのかなということでございますので、そういったいろいろな取り組みを始めておりますので、なるべく全戸配布とか、そういったチラシの形で町民のほうにお知らせしていきたいなというふうに思っているところです。

7番 あるインターンで若あゆ温泉に行った学生さんがそこにやっぱり目をつけまして、憩いの

場になっているというふうにレポートを書いたものを私読ませていただいたことがあります。町民の方の憩いの場になっていると。そのレポートを読んだ後に、この資料に町民の利用を促進しなくてはというふうに書かれていたので、そこに町も目をつけてくれたことは非常に重要だというふうに思いますので、ぜひ、町民の方の利用促進をやっぱりてこ入れして図っていく。今言っていたものと同時に、各種、あそこに行くのは、大概、年配の方が多いんじゃないかなというふうに思います、町民の方の中では。そういった関係の団体等にやはり働きかけていくという一つの手もあるんじゃないかなというふうに思いますので、イベントをして呼ぶというのも一つの手ですけれども、そういう集まっている団体に若あゆ温泉に行こう、来たら特典ありますよという、そういうものがあってもいいのかなというふうに思いますので、ぜひ、お考えになっていただきたいなというふうに思います。

議長 答弁ありますか。

副町長 ありがとうございます。

例えばグランドゴルフの協会の方とか、いろいろな方に終わった後にお使いいただくようにということでお話しはしておりますのでそういった方々に今後ともお願いしていきたいというふうに思っております。一番大事なのは、やはり町民の方々が、とてもやっぱり自分たちの施設だと、町の施設だということでは一人一人大事にしてもらって、育ててもらう。そういった誇りをもってもらうような施設にすることがまず一番大事だと思いますので、そういった形での気運の醸成というものを図っていきたいというふうに思っています。

1 番 数字ではないんですけれども、支払い手数料の中に温泉と加工所に水質検査というものがございします。ちょっとこの水質検査の内容についてお聞かせいただきたいと思います。

まちづくり課長 水質については、温泉関係では、レジオネラ菌とか、そういった湯質に対する病原菌等の検査でございします。（「加工所のほう」の声あり）

失礼しました。済みません。加工所につきましては、水道関係の水質というふうに、加工のために使う水の検査というふうになってございします。

1 番 水道に関しての水質検査というのは、別段に、この中でじゃなくて、やってはいないんですか、水源、水道に関して。

まちづくり課長 水道は水道で水質検査はなっているんですけれども、加工所は営業的なものでございしますので、その検査でございします。

議長 ほかにありませんか。

5 番 8ページの販売費及び一般管理費の中で修繕費359万4,100円とありますが、ここで質問したいのは、11ページと12ページに、特に収入の欄で、委託料ということで、温泉・コテージ関係につきましては258万6,000円、指定管理料ということで支払われております。さらには、加工所関係では町補助金500万、県補助金50万ということで入金されているようでありますが、

修繕費が350万かかっているということは、簡単にいえば指定管理料以上の経費を使っているわけです。そういったときに、修繕に対する町と振興公社との対応といたしますか、この辺についてどのような対応を行っているのか、お聞きしたいと思います。

まちづくり課長 修繕についての支出の大体ルールについては、当然、振興公社のほうと協議しながらですが、基本的にはメンテナンス関係の修繕については町が持つというふうになってございまして、運用上の修繕、細かい修繕等々ございますけれども、そういったものについては振興公社のほうで持ってもらおうというふうに約束してございます。

5番 算出の仕方はわかりましたが、やはり修繕費が359万4,000円、指定管理料が258万8,000円、この部分、もう少し改善していかないと、幾ら現場で頑張っても間違いなく修繕費はふえていく一方なのかなというようなことが想定されるわけです。そういったところで、もう少し対応等について話し合う必要があるんじゃないかなというふうに感じますが、どうでしょうか。

まちづくり課長 いろいろとお気遣いいただきまして、ありがとうございます。

実は258万6,000円のほうにつきましては、収益の上がらない、例えばグラウンド、テニスコート、あとは公園の管理というふうなことで、そういった部分での業務委託というふうなことでの業務委託費として設計した額を委託料として支出してございまして、今、ご議論いただいている修繕費につきましては、やはり先ほど申し上げましたとおり、消耗品的な対応でできるものについては振興公社で、メンテナンス等にかかわるものについては町のほうでというふうな取り決めの中でその都度協議して対応していきたいというふうに考えています。

5番 そうしますと、8ページにある修繕費というのは、そのような話し合いをした結果、359万4,000円を振興公社で払ったというふうなことですね。わかりました。

議長 ほかにありませんか。

答弁がありますので、ちょっと待ってください。

まちづくり課長 今、5番議員がそういう意味で払ったというのは、町が払ったんじゃなくて、振興公社の会計の中でお支払いしたというふうな認識で、ちょっと確認でちょっと答弁させていただきます。

9番 それでは、12ページの加工所についてお伺いします。

特産品開発ということで、今まで開発で手がけた商品は幾らぐらいあるのか。また、商品開発したことによって、当たったといえは語弊がありますが、商品開発に成功したというようなものは何品あるのか。その辺お伺いします。

まちづくり課長 一応、町のほうで、まちづくり課のほうで舟形町の特産加工品一覧というふうな、ちょっと、昨年度ですけれども、まとめたものがございます。これにつきましては65品目掲載になってございまして、加工所でつくっているもの、それから、温泉で販売している

もの等々について掲載してございますが、昨年度ですけれども、28年度、50万で県の補助金をいただきましてお土産品の開発を行ってございます。その中で、ラズベリーシャーベットを商品開発しまして、山形お土産品コンテストで優良賞をいただいていると。そういったことも踏まえて、商品の販路拡大につなげていくというふうに考えております。

9番 ラズベリーシャーベットという話出ましたけれども、五橋中学校の生徒が来たときも、うちの子供が温泉に連れて行ってラズベリーシャーベットを食べさせたら、「これはおいしい」という大変好評なようでした。ラズベリーシャーベットを大量に生産するということになりますと、今の加工所の設備ではできないのか、できるのか。また、それを一般の町の業者、郡の業者に委託、製造技術を指導して、そして売上を伸ばすというふうな方法もあると思いますけれども、その辺の考えをお伺いします。

まちづくり課長 ラズベリーシャーベットにつきましては、委託して商品をつくらせていただいております。今現在、加工所の環境を見ますと、大量生産できるような環境にはございません。そういったことで、大変商品的にも高価格なものをというふうになるわけですが、なかなか高価格なものは売れないというふうなこともございまして、いろいろ今ご意見いただきました委託業者を活用してというふうな方法もございしますので、その辺、商品開発というか、商品の製造について、今後もそういったことを念頭に置きながら製造に携わるしかないのかなというふうに考えております。

9番 新しい商品を開発するには、コストなり、リスクなりがあらうと思います。若干の加工所のリスクは覚悟の上で、町の特産品を1品でも2品でも多く開発するような努力を今後とも行ってもらいたいと思います。

また、この間、マッシュルームのレストランに行った人の話でありますけれども、あそこに行ったら、御飯食べた後のデザートがないと。デザートを若あゆ温泉のほうから取り寄せて、委託販売するようなことをすればいいのかなというふうな話を聞きましたが、その辺の考え、お伺いします。

まちづくり課長 ぜひ販路につながるものであれば、声をおかけし、ご協力をいただきたいというふうに思います。この機会を機に話を進めさせていただきたいと思います。

議長 ほかにありませんか。

2番 じゃあ、私からはこちらのページの町民の利用率の向上と先ほどありましたけれども、これに対して、年間パスポートのようなものをつくって、町民に割安感を与えて来ていただくというようなやり方はできないものなのでしょうかということをお尋ねします。

まちづくり課長 これにつきましては、サービス、通常でございしますれば、条例で350円の入浴利用というふうにございしますけれども、11枚券で3,500円というようなことで1枚プラスしていること。それから、回数に30回行けば1枚というふうな、いろいろな350円以内での利用料

の運用の仕方というふうなことは行っております。それと、例えば食事をすれば何回分のポイントにして、それが30回たまれば1枚入浴券というふうな販売の仕方もやっております。

2番 いろいろなことをやっていただいているのはわかりますけれども、やはり、一気に春先に例えば5万円とかそういうもので、年間、その中にはいろいろ食事、それからまたポイントとかいろいろあるでしょうけれども、そういうものもぜひ検討していただきたいと思います。

議長 答弁要りますか。（「要りません」の声あり）

ほかに。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより、報告第2号を採決します。報告第2号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長 挙手多数です。よって、報告第2号は原案のとおり承認されました。

日程第2 議案第42号 平成29年度舟形町一般会計補正予算（第1号）について

議長 日程第2 議案第42号 平成29年度舟形町一般会計補正予算（第1号）について議題といたします。

総務課財政担当補佐 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。

4番 15ページ、14ページ、6款1項4目の中で聞きなれない促成山菜生産基盤整備支援事業費補助金とありますが、内容をお聞かせ願えますか。

農業振興課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

今回の補正の促成山菜生産基盤整備支援事業費補助金でございますけれども、これまで戦略的園芸産地拡大支援事業の補助金がございましたけれども、この後継の事業でございます。内容としましては、タラノメ、ウルイ、フキノトウなどの促成山菜の産地育成を推進するための支援事業というふうなものになっております。以上です。

4番 いわゆる基盤整備ということは、生産する体制を、基盤を整えるという意味で、圃場じゃなくて。わかりました。

それというのは、例えばこの予算を組んでいる部分、どのような形で助成されるものなんで

すか。

農業振興課長 この事業の内容でございますけれども、行者ニンニクの促成栽培を行うに当たっての保冷库を整備するというふうな事業内容になっております。以上です。

4番 なるほど、そこに結びつけたわけだ。保冷库の話は前々から聞いておって、やっぱりぜひ必要だと。長期に出荷するに当たって、今現在、雪の中に保管する、要するにエネルギーを使って箱ものに保管する費用的な効果はどうかなというところがあるかと思いますけれども、それを見た上で予冷库というふうな形になったのかと思います。例えば、今、行者ニンニクという話でしたけれども、ウルイの生産者もおられます。ウルイは秋に掘り起こして、休眠時期が非常に長いわけです。それも予冷库でしっかり凍らせることによって正月前に出せる可能性があるというふうな形の中で、予冷库の希望があるかと思いますけれども、いろいろなものにも利用できるような形にぜひ投資をしていただきたいというふうな思いがありますので、しっかり検討してください。

農業振興課長 ご意見のほうをこれからの事業のほうの参考にさせていただきたいというふうに思います。今回の導入に関してなんですけれども、新しく制度がつくられたというふうなことがございます。目的としましては、行者ニンニクを生産する方々の組織というふうなものに対しての支援というふうなことでございますので、そのほかに、例えばウルイの生産者の団体とか、さらにはフキノトウとかそういった団体の方々がまた改めて保冷库というふうなもので考えがございましたら、その導入規模に合ったようなものをちゃんと検討させていただいて取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上です。

議長 ほかにありませんか。

7番 じゃあ、14、15ページの民生費、3－1－3の老人福祉費、老人憩いの家管理事業37万8,000円、この事業内容について質問いたします。

健康福祉課長 老人福祉費の修繕料についてお答えします。

これにつきましては、清流荘の雨漏り修繕の部分が24万円です。それから、玄関のところの電力の引き込みポールがあるんですが、これも腐食をしております交換をする必要があると、これが19万になります。合計43万なんですが、現計予算としまして5万2,000円持っておりますので、その差額分37万8,000円を計上してございます。

7番 これはことしから社会福祉協議会があそこの窓口になって、人が移転したことによって発見できた修繕箇所であるのか。また、以前からそういうことを認識しておって、今回、修理することになったのか。新しく、これは移転したことで指摘された修繕箇所になるんでしょうか。

健康福祉課長 雨漏り箇所につきましては、道路側に面した和室、2つあるんですが、そこに雨漏りがありました。原因につきましては、ことしの冬の雪で、雪崩どめというものがあるん

ですが、それがずれ込んでおりまして、そのなだれ止めを打っているところが穴があいていて雨漏りしたと。新規の雨漏り箇所でございます。

7番 じゃあ、冬あたりから認識はしておったということになろうかと思うんですけども、今、あそこは2団体ぐらいが100歳体操で使っているというふうな話を聞いております。社協が入っている関係で、一生懸命維持していつてもらえるように何か努力をしておるような、努力して長く続けようと頑張っているような感じでした。その中で、冬になると雪の重みで押されてきてドアがあかなくなるんですけども、100歳体操に来るぐらいの方があけ閉めして常時そこを使うということになると、やはりちょっと大変なのではないかなというふうに思います。これはまた今年度はどうかかわからないですけども、やはりそういった方々が使いやすい施設として維持していくための修理というのは、夏だけではなくて、冬のことも考えて、やはりそういった面にも気を配っていただいて、修繕をしていつて使えるようにしてもらいたいなというふうに思うんですけども、そのあたりはご存じだったでしょうか。

健康福祉課長 冬にドアがあかなくなるということは初めて聞きました。ただ、これから雪おろし等を適切に行いながら、戸があかなくなるように管理をしてみたいです。以上です。

4番 同じく14ページ、15ページ、先ほどのところですけども、6款1項4目の戦略的園芸産地拡大の1,300万円ですけども、先ほど、課長がこれに変わって山菜云々の事業になったと。事業名が変わってしまったのかと。要するに入りのほうでも1,000万、ここのほうでは1,300万、300万のずれがあって、これはまるっきりなくなったんだよという解釈をすればいいのか、それとも、事業を28年度に29年度分として計画したけれども、町のほうでも経営転換なり、パワーアップ事業なり、推進しているわけですけども、事業を組んだけれども、手を挙げた人がいなくて数字がこういうふうになっているのか、どちらなんでしょうか。

農業振興課長 ただいまの戦略的園芸産地拡大支援事業補助金の状況でございますけれども、当初予算編成時では、まだ県のほうでの予算が示されていなかったというふうなことで、28年度ベースで当初予算のほうを編成させていただきました。その後に、県のほうで事業のご説明がございましたけれども、そのときにはこの戦略的園芸産地拡大支援事業補助金の制度が全くなくなったというふうなことでございます。それにかわった事業ということで、先ほど申し上げた促成山菜生産基盤整備支援事業等々が新しく制度が確立されたというふうなものでございます。

7番 そうすれば、それを、さっき促成山菜というふうな言葉が出ましたけれども、いろいろなメニューをオーダー的に生産者のほうと協議しながら、県のほうにこういう形でどうなのというふうにこれから上げてやって、1,300万なりのものを組み替えて事業申請をしているということなんですか。

農業振興課長 当初予算で盛り込んだ内容につきましては、農業者の方と意思疎通を図りながら、

確認をしながら、新しい事業に沿った形で進めるかどうかというふうなところを打ち合わせさせてもらいながら、新しい制度に沿った形でも要望に応じていいかというふうなことも確認させていただいて、その新しい事業のほうに取り組んでいるというふうな状況でございます。

7番 当初、28年度ベースで希望を出している方々のものが、今回変わったことによって断念したとかという実績はあるのでしょうか。それとも、皆さんがしっかり計画をつくって、いろいろなメニューの上で採択なり等になっているのか。そこら辺はどうでしょうか。

農業振興課長 当初予算に盛り込まれていた事業の中で、新しく事業が変わったものもございまして、引き続き継続されている事業もございます。当初予算でエントリーしている事業の中、県の詳細な事業で外れている事業が1件だけ、それは導入しようとする農家さんの機械機種の内容が認定されないというふうな事情でございまして、そういったところで1件だけ取り組めないというふうなものがございます。こういうふうな状況でございます。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより、議案第42号を採決します。議案第42号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第43号 平成29年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1号）について

議長 日程第3 議案第43号 平成29年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1号）について議題といたします。提案理由の説明を求めます

総務課財政担当補佐 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。

6番 ちょっと確認をさせてください、ちょっとわからないので。

31ページでございます。23節の区分でございますが、利子及び割引料、23節で処理できる範囲ということで、過年度、当該年度経過後における税に係る過誤納金、あと還付加算金ということの説明が別のものであったんですが、当該年度経過後というのは、この当該というの

は28年度という捉え方でいいのかな、よくわからないのだけれども。

健康福祉課長 この還付につきましては、27年1月1日で被用者保険のほうに加入をしていた世帯が2世帯ございました。その後、国保の脱退届を提出しないまま今日に至っております、結果として、26年、27年、28年度分の国民健康保険税を還付いたします。内訳としましては、26年度の還付分が14万7,300円、27年度分が88万8,000円、28年度分が91万2,300円、合計で194万7,600円の還付となります。従いまして、過年度ですので、26、27、28の分となります。

6番 そうしますと、それぞれ26、27、28あるわけですが、過年度分という考え方からすれば、26年度分、27年度分については、前年度、前々年度あたり処理はできなかったということなんでしょうかね。物理的にできないんですか。

健康福祉課長 被用者保険のほうに加入をした場合、国保を脱退しますけれども、ご本人が役場のほうに来て脱退届を提出しないと役場のほうではその事実を把握できないので、さかのぼって還付することになります。

6番 そうしますと、役場に本人が来ない限り、この処理というのは発生しないということなわけですか。来なければ全然わからないので、ずっとそのまま流れていくという、この100何がしも。

議長 いいですか。

6番 ちょっと教えていただいて……。

健康福祉課長 そうなんです。今回の事態が発覚したのも、そのために来たのではなくて、娘さんがたまたま転出をするので、「国民健康保険に加入しているはずなので、保険証を返してください」と言ったところ、被用者保険の保険証を持っていたというところから発覚をしまして、調査をしたところ、3年間さかのぼりというふうな話になりました。以上です。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第43号を採決します。議案第43号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第4 発議第3号 舟形町議会改革特別委員会の設置についてを審議します。提案理由の説明を求めます。

8番 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより発議第3号を採決します。発議第3号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、発議第3号は原案のとおり決定いたしました。

ここで休憩をし、舟形町議会改革特別委員会の正副委員長の互選のための議会改革特別委員会を招集いたします。

5分間、休憩といたします。

午前11時49分 休憩

午前11時57分 再開

議長 それでは、休憩前に復し、会議を再開いたします。

舟形町議会改革特別委員会の正副委員長の互選の結果について報告をお願いします。

8番 先ほど舟形町議会改革特別委員会を開催し、委員長に奥山謙三議員、副委員長に叶内富夫議員、以上決定しました。ご報告申し上げます。

議長 ただいま報告がありましたように、舟形町議会改革特別委員会委員長に奥山謙三君、副委員長に叶内富夫君が選任されました。舟形町議会特別委員会委員長及び副委員長の互選の報告を終わります。

ここで、文書配付のため暫時休憩をいたします。

午前11時58分 休憩

午前11時59分 再開

議長 会議を再開いたします。

本日の日程の追加についてお諮りいたします。ただいま配付いたしました追加議事日程のとおり、追加日程第1を議題とします。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。

追加日程第１ 閉会中の継続調査申出

議長 追加日程第１ 舟形町議会改革特別委員会の閉会中の継続調査の申出の件を議題といたします。議会改革特別委員長より会議規則第74条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。議会改革特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。よって、議会改革特別委員長から申しのとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第５ 議員派遣の件

議長 日程第５ 議員派遣の件について議題といたします。議員派遣の内容については、議会議務局長より朗読させます。

議会議務局長 （朗読、省略）

議長 ただいま報告ありました議員の派遣についてご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣については原案のとおり決定いたしました。

議長 これをもちまして６月定例会に付された事件は全て審議を終了いたしました。

町長よりお礼の申し出がありますので、お受けします。

町長 平成29年度第２回定例会の閉会に当たりまして、御礼の挨拶を申し上げます。６月６日から３日間の日程で、報告が１件、予算の補正が２件、合計３件の案件につきまして原案どおり可決賜りまして、まずもって御礼を申し上げます。

一般質問やご審議の中で賜りましたご指摘やご提言は、真摯に受けとめまして、行政運営に努めてまいりたいと思います。

さて、ことしのふるさと納税の状況でございますが、総務省通達の逆風の影響なのか、５月末現在で2,888件で7,997万4,500円となり、昨年と比較しまして3,000万円ほど少ない状況であります。

また、この17日・18日と24日・25日は、中総体の地区大会になります。３年間努力してきた成果を発揮され、すばらしい結果となることを心からお祈りを申し上げる次第です。

また、議員各位におかれましては、梅雨の季節となりますので、健康にはくれぐれもご留意
いただきまして、舟形町発展のため、特段のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、
御礼の挨拶とさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。

議長 これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。平成29年第2回舟形町議会定例会を閉会いたします。

慎重審議、大変ご苦勞さまでした。

午後0時03分 閉会

上記会議の経過を記載し、その相違ないことをここに署名する。

議 長 八 鍬 太

署 名 議 員 石 山 和 春

署 名 議 員 佐 藤 広 幸